

神奈川県環境影響評価条例施行規則

昭和56年1月31日
規則第11号

| | | |
|----|--------------------|-------------------|
| 改正 | 昭和56年6月1日規則第119号 | 昭和57年5月31日規則第44号 |
| | 昭和60年8月30日規則第59号 | 昭和62年3月31日規則第44号 |
| | 平成元年3月31日規則第51号 | 平成4年7月4日規則第40号 |
| | 平成5年3月30日規則第39号 | 平成6年3月1日規則第2号 |
| | 平成7年11月28日規則第130号 | 平成10年2月6日規則第3号 |
| | 平成11年5月28日規則第62号 | 平成11年9月28日規則第78号 |
| | 平成12年3月21日規則第3号 | 平成13年5月15日規則第88号 |
| | 平成15年10月31日規則第123号 | 平成17年3月29日規則第108号 |
| | 平成18年3月14日規則第12号 | 平成21年12月15日規則第96号 |
| | 平成22年3月30日規則第16号 | 平成23年3月29日規則第31号 |
| | 平成23年5月17日規則第44号 | 平成23年5月31日規則第46号 |
| | 平成24年3月27日規則第20号 | 平成25年3月29日規則第42号 |
| | 平成25年5月30日規則第58号 | 平成26年3月25日規則第30号 |
| | 平成26年6月10日規則第67号 | 平成26年8月29日規則第88号 |
| | 平成28年3月1日規則第7号 | 平成29年3月31日規則第43号 |

神奈川県環境影響評価条例施行規則をここに公布する。

神奈川県環境影響評価条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 法対象事業以外の対象事業に係る環境影響評価に関する手続等
 - 第1節 環境影響予測評価実施計画書の記載事項等（第4条～第10条）
 - 第2節 環境影響予測評価書案の記載事項等（第11条～第29条）
 - 第3節 環境影響予測評価書の公告事項等（第30条）
 - 第4節 環境影響予測評価実施計画書の作成等の併合等（第31条・第32条）
- 第3章 法対象事業等に係る環境影響評価に関する手続等
 - 第1節 法対象事業に係る条例環境影響評価方法書の記載事項等（第33条～第37条）
 - 第2節 法対象事業に係る条例環境影響評価準備書の記載事項等（第38条～第45条）
 - 第3節 法対象事業に係る条例環境影響評価書の公告事項等（第46条・第47条）
 - 第4節 港湾計画に係る手続等（第48条～第50条）
- 第4章 対象事業の廃止等に関する手続等（第51条～第53条）
- 第5章 対象事業の実施等に関する手続等（第54条～第61条）
- 第6章 雜則（第62条～第75条）

附則

第1章 総則

(対象事業)

第1条 神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する規則で定める事業は、別表第1の事業の種類の欄に掲げる事業ごとに当該要件の欄に掲げる事業とする。

(都市計画に定めようとする事業に係る事業者)

第2条 条例第2条第3項第2号に規定する規則で定める者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する都市計画（以下「都市計画」という。）に定めようとする対象事業に関し、同法第15条第1項又は第87条の2第1項の規定により都市計画を定める者（以下「都市計画を定める者」という。）とする。ただし、条例第22条第1項又は第52条の規定による公告後にあつては、対象事業を実施する者（当該公告後対象事業の着手までの間にあつては、対象事業を実施する者が予定されている場合に限る。以下「事業実施者」という。）とする。

全部改正〔平成10年規則3号〕、一部改正〔平成11年規則62号・12年3号〕

(評価項目)

第3条 条例第4条の規定により評価項目として規則で定めるものは、別表第2のとおりとする。

一部改正〔平成10年規則3号〕

第2章 法対象事業以外の対象事業に係る環境影響評価に関する手続等

全部改正〔平成11年規則62号〕

第1節 環境影響予測評価実施計画書の記載事項等

全部改正〔平成11年規則62号〕

(実施計画書の記載事項)

第4条 条例第7条第1項第10号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象事業の種類

(2) 対象事業を実施するにつき、法令等の規定により、許可、認可その他これらに相当する行為（以下「許可等」という。）を要することとされている場合は、当該許可等の種類及び内容

(3) 条例第4条に規定する調査等（以下「調査等」という。）の全部又は一部を他の者に委託して実施する場合であつて委託する者が予定されているときは、その者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(4) その他知事が別に定める事項

追加〔平成10年規則3号〕、一部改正〔平成11年規則62号・25年58号〕

(実施計画書の提出の時期)

第5条 条例第7条第2項に規定する規則で定める時期は、別表第3の対象事業の種類の欄に掲げる対象事業ごとに当該実施計画書の提出の時期の欄に掲げる時期とする。

追加〔平成10年規則3号〕

(実施計画周知書の記載事項)

第6条 条例第8条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 対象事業の名称

(3) 実施計画書の内容についての説明会（以下「実施計画書説明会」という。）の開催以外の印刷物の配布、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の周知を図る方法に関する事項

(4) その他知事が別に定める事項

追加〔平成10年規則3号〕、一部改正〔平成11年規則62号・25年58号〕

(実施計画書の公告事項及び縦覧の場所)

第7条 条例第9条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 対象事業の名称

(3) 対象事業の種類

(4) 対象事業の位置又は実施区域

(5) 条例第7条第1項に規定する実施計画書（以下「実施計画書」という。）の写しの縦覧の期間

(6) その他知事が必要と認める事項

2 条例第9条の規定による実施計画書の写しの縦覧は、環境農政局環境部環境計画課及び地域県政総合センター並びに知事が必要と認めたときは、その他の場所において行うものとする。

追加〔平成10年規則3号〕、一部改正〔平成11年規則62号・17年108号・22年16号・23年46号・25年42号〕

(実施計画書の周知期間等)

第8条 条例第10条第1項に規定する規則で定める期間は、条例第9条の規定による公告の日から起算して30日間とする。

2 条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 条例第9条に規定する実施計画関係地域（以下「実施計画関係地域」という。）内で農業、林業、漁業等に従事する者

(2) 実施計画関係地域内に事務所若しくは事業場を有する事業者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。）

追加〔平成10年規則3号〕、一部改正〔平成25年規則58号〕

(実施計画書説明会の開催方法等)

第8条の2 実施計画書説明会は、実施計画関係地域内において開催しなければならない。ただし、実施計画関係地域内に実施計画書説明会を開催する適当な場所がないときは、実施計画関係地域に近接する地域内において開催することができる。

2 事業者は、実施計画書説明会の開催に先立つて、条例第10条第1項に規定するものに対し、実施計画書説明会の日時及び場所並びに実施計画書説明会において説明しようとする実施計画書に係る対象事業の概要について、周知を図らなければならない。

3 前項の規定により周知を図るに当たつては、印刷物の配布、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の適当と認められる2以上の方法を併せて行わなければならない。

4 事業者は、実施計画書説明会の開催に当たつては実施計画書の概要を平易に記載した書面を配布するとともに、実施計画書の内容の具体的かつ平易な説明に努めなければならない。

追加〔平成25年規則58号〕

(説明会概要報告書の提出)

第8条の3 条例第10条第3項に規定する説明会概要報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 第7条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 実施計画書説明会の開催日時及び場所
- (3) 実施計画書説明会の経過及び概要
- (4) その他知事が別に定める事項

追加〔平成25年規則58号〕

(実施計画意見書の記載事項)

第9条 条例第11条第1項の規定により実施計画書について条例第4条に規定する環境保全上の見地(以下「環境保全上の見地」という。)からの意見を記載した書面(以下「実施計画意見書」という。)を提出しようとする者は、当該実施計画意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 第7条第1項第2号に掲げる事項
- (3) 実施計画書についての環境保全上の見地からの意見

追加〔平成10年規則3号〕、一部改正〔平成11年規則62号・21年96号〕

(実施計画書の審査期間)

第10条 知事は、実施計画書の提出があつた日から6月以内に、条例第12条第1項に規定する実施計画審査意見書を作成するよう努めるものとする。

追加〔平成10年規則3号〕

第2節 環境影響予測評価書案の記載事項等

全部改正〔平成11年規則62号〕

(予測評価書案の記載事項等)

第11条 条例第13条第6号に規定する規則で定める期間は、対象事業を完了した日から5年とする。

2 条例第13条第6号に規定する計画は、同号に規定する事後調査(以下「事後調査」という。)の項目、方法及び時期並びに条例第68条に規定する事後調査報告書(以下「事後調査報告書」という。)の提出の時期その他知事が必要と認める事項を記載するものとする。

3 条例第13条第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第4条第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 調査等の全部又は一部を他の者に委託して実施した場合は、その者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (3) その他知事が別に定める事項

4 条例第13条の規定による環境影響予測評価書案(以下「予測評価書案」という。)の提出に当たっては、当該予測評価書案の作成に当たり基礎資料として用いた書類その他知事が別に定める書類を添付しなければならない。

追加〔平成10年規則3号〕、一部改正〔平成11年規則62号・15年123号〕

(周知計画書の記載事項)

第12条 条例第14条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第6条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 予測評価書案の内容についての説明会（以下「予測評価書案説明会」という。）の開催以外の印刷物の配布、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の周知を図る方法に関する事項

(3) その他知事が別に定める事項

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号・25年58号〕

(予測評価書案の公告事項及び縦覧の場所)

第13条 条例第15条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第7条第1項第1号から第4号までに掲げる事項

(2) 予測評価書案の写しの縦覧の期間

(3) その他知事が必要と認める事項

2 第7条第2項の規定は、条例第15条の規定による予測評価書案の写しの縦覧について準用する。この場合において、第7条第2項中「条例第9条の規定による実施計画書の写し」とあるのは「条例第15条の規定による予測評価書案の写し」と読み替えるものとする。

追加〔平成10年規則3号〕、一部改正〔平成11年規則62号〕

(予測評価書案の周知期間等)

第14条 条例第16条第1項に規定する規則で定める期間は、条例第15条の規定による公告の日から起算して30日間とする。

2 条例第16条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 条例第15条に規定する関係地域（第3章を除き、以下「関係地域」という。）内で農業、林業、漁業等に従事する者（以下「農業従事者等」という。）

(2) 関係地域内に事務所若しくは事業場を有する事業者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。）

追加〔平成10年規則3号〕、一部改正〔平成11年規則62号〕

(予測評価書案説明会の開催方法等)

第15条 予測評価書案説明会は、関係地域内において開催しなければならない。ただし、関係地域内に予測評価書案説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域に近接する地域内において開催することができる。

2 事業者は、予測評価書案説明会の開催に先立つて、条例第16条第1項に規定する関係住民等（以下「関係住民等」という。）に対し、予測評価書案説明会の日時及び場所並びに予測評価書案説明会において説明しようとする予測評価書案に係る対象事業の概要について、周知を図らなければならない。

3 前項の規定により周知を図るに当たつては、印刷物の配布、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の適当と認められる2以上の方法を併せて行わなければならない。

4 事業者は、予測評価書案説明会の開催に当たつては予測評価書案の概要を平易に記載した書面を配布するとともに、予測評価書案の内容の具体的かつ平易な説明に努めなければならない。

一部改正〔平成10年規則3号・25年58号〕

(説明会概要報告書の提出)

第16条 条例第16条第3項に規定する説明会概要報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 第7条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 予測評価書案説明会の開催日時及び場所
- (3) 予測評価書案説明会の経過及び概要
- (4) その他知事が別に定める事項

全部改正〔平成11年規則62号〕、一部改正〔平成25年規則58号〕

(意見書の記載事項)

第17条 条例第17条第1項の規定により予測評価書案について環境保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出しようとする者は、当該意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 第7条第1項第2号に掲げる事項
- (3) 予測評価書案についての環境保全上の見地からの意見

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号〕

(意見・見解書の公告事項及び縦覧の場所)

第18条 条例第18条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第7条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 条例第18条第2項に規定する意見・見解書（以下「意見・見解書」という。）の写しの縦覧の期間
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 第7条第2項の規定は、条例第18条第2項の規定による意見・見解書の写しの縦覧について準用する。この場合において、第7条第2項中「条例第9条の規定による実施計画書の写し」とあるのは「条例第18条第2項の規定による意見・見解書の写し」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号〕

(公聴会の開催方法等)

第19条 条例第19条第1項の規定による公聴会の開催は、関係地域内において行わなければならぬ。ただし、関係地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、関係地域に近接する地域内において開催することができる。

- 2 知事は、公聴会を開催しようとするときは、開催の期日の1箇月前までに、公聴会の日時及び場所、公聴会において意見を聽こうとする予測評価書案に係る第7条第1項第2号に掲げる事項、関係地域その他知事が必要と認める事項を公表しなければならない。
- 3 前項の規定による公表は、神奈川県公報に公告するほか、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の適当と認められる方法により行わなければならない。
- 4 知事は、第2項の規定により公表をした日以後において、次条第1項の規定による申出がない場合等当該公聴会を開催することができなくなり、当該公聴会を中止したときは、その旨を公表しなければならない。

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号〕

第20条 関係住民等のうち公聴会に出席して当該予測評価書案に係る環境保全上の見地からの意見を述べようとする者は、公聴会の開催の期日の2週間前までに、書面により、知事にその旨を申し出なければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 関係地域内に勤務する者又は農業従事者等にあつては、その者が勤務し、又は従事する場所
- (3) 第7条第1項第2号に掲げる事項
- (4) 公聴会において述べようとする当該予測評価書案に係る環境保全上の見地からの意見及びその理由（以下「環境保全上の見地からの意見等」という。）

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号・25年58号〕

第21条 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため、前条第2項の規定による環境保全上の見地からの意見等の記載をした書面により申出をした者のうちから、公聴会において環境保全上の見地からの意見等を聞く者（以下「公述人」という。）をあらかじめ選定するものとする。

2 知事は、公聴会の運営を円滑に行うために必要があると認めるときは、公述人が環境保全上の見地からの意見等を述べる時間（以下「公述時間」という。）をあらかじめ定めることができる。

3 第1項の規定により公述人を選定し、又は前項の規定により公述時間を定めるに当たっては、公平かつ適正に行うものとする。

4 知事は、第1項の規定により公述人を選定し、又は第2項の規定により公述時間を定めたときは、あらかじめ、その旨を前条第1項の規定により申し出た本人に書面により通知するものとする。

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号〕

第22条 公聴会の主宰者は、知事が神奈川県職員のうちから指名する者をもつて充てる。

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号〕

第23条 公述人は、意見を述べようとするときは、その意見を聽こうとする予測評価書案の範囲を超える、又は環境保全上の見地からの意見の範囲を超えて発言してはならない。

2 公聴会の主宰者は、公述人に、前項の規定に違反した発言があつたときはその発言を禁止し、不穏な言動があつたときは当該公述人を退場させることができる。

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号〕

第24条 環境保全上の見地からの意見等の公述は、公述人本人が行わなければならぬ。ただし、公述人は、病気その他やむを得ない理由により公聴会において公述できないときは、第20条第2項の規定により記載した環境保全上の見地からの意見等を、公述人に代わる者（以下「代行者」という。）に述べさせることができる。

2 前項の場合において、公述人は、代行者に対し、第21条第4項の通知に係る書面及び第20条第2項の規定により記載した環境保全上の見地からの意見等を代わつて述べさせる旨を記載した書面（以下「代行に係る書面」という。）を交付しなければならない。

3 代行者は、公述に当たり、あらかじめ前項の規定により交付された第21条第4項の通知に係る書面及び代行に係る書面を知事に提出しなければならない。

4 代行者は、前項の規定により第21条第4項の通知に係る書面及び代行に係る書面を知事に提出しないときは、代行者として公述することはできない。

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号〕

第25条 知事は、その意見を聽こうとする予測評価書案に係る事業者に対し、公聴会に出席して、当該予測評価書案について意見を述べることを求めることができる。

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号〕

第26条 公聴会の主宰者は、公聴会の秩序を維持し、その運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏な言動をした者を退場させることができる。

2 前項の規定により、傍聴人の入場を制限しようとするときは、公平かつ適正に行わなければならぬ。

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号〕

第27条 条例第19条第3項に規定する書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 第7条第1項第2号に掲げる事項
- (2) 公聴会の日時及び場所
- (3) 出席した公述人の氏名及び住所
- (4) 公述人又は事業者の発言の要旨
- (5) その他公聴会の経過に関する事項

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号〕

第28条 第19条から前条までの規定のほか、公聴会の開催方法等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号〕

(予測評価書案の審査期間)

第29条 知事は、予測評価書案の提出があつた日から10月以内に、条例第20条第1項に規定する環境影響評価審査書（以下「審査書」という。）を作成するよう努めるものとする。

追加〔平成10年規則3号〕、一部改正〔平成11年規則62号〕

第3節 環境影響予測評価書の公告事項等

全部改正〔平成11年規則62号〕

(予測評価書の公告事項等)

第30条 条例第22条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第7条第1項第2号に掲げる事項
 - (2) 条例第21条に規定する予測評価書（以下「予測評価書」という。）の写し及び審査書の写しの縦覧の期間
 - (3) その他知事が必要と認める事項
- 2 条例第22条第1項の規定による予測評価書の写し及び審査書の写しの縦覧は、同項の規定による公告の日から起算して15日間行うものとする。
- 3 第7条第2項の規定は、前項の縦覧について準用する。この場合において、第7条第2項中「条例第9条の規定による実施計画書の写し」とあるのは「条例第22条第1項の規定による予測評価書の写し及び審査書の写し」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号〕

第4節 環境影響予測評価実施計画書の作成等の併合等

全部改正〔平成10年規則3号〕

(実施計画書の作成等の併合)

第31条 条例第23条第1項の規定により2以上の対象事業を合わせて実施計画書を作成しようとする事業者は、条例第7条第1項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第8号及び第9号に掲げる事項並びに第4条各号に掲げる事項については、当該2以上の対象事業ごとに当該実施計画書に記載しなければならない。

2 条例第23条第1項の規定により2以上の対象事業を合わせて予測評価書案を作成しようとする事業者は、条例第7条第1項第1号から第3号まで及び第5号並びに第13条第2号、第3号及び第5号から第7号までに掲げる事項並びに第11条第3項各号に掲げる事項については、当該2以上の対象事業ごとに当該予測評価書案に記載しなければならない。

全部改正〔平成25年規則58号〕

(実施計画書等の変更の届出)

第32条 条例第24条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 第7条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 変更の内容
- (3) 変更の理由
- (4) その他知事が別に定める事項

2 条例第24条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第4条第1号、第2号及び第4号に掲げる事項
- (2) その他知事が別に定める事項

3 第1項の規定は、条例第24条第3項の規定による届出について準用する。

4 条例第24条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第11条第3項各号に掲げる事項
- (2) その他知事が別に定める事項

追加〔平成11年規則62号〕

第3章 法対象事業等に係る環境影響評価に関する手続等

追加〔平成11年規則62号〕

第1節 法対象事業に係る条例環境影響評価方法書の記載事項等

追加〔平成11年規則62号〕

(条例方法書の記載事項)

第33条 条例第29条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法対象事業の名称
- (2) 法対象事業を実施するにつき、法令等の規定により、許可等を要することとされている場合は、当該許可等の種類及び内容
- (3) 調査等の全部又は一部を他の者に委託して実施する場合であつて委託する者が予定されているときは、その者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (4) その他知事が別に定める事項

追加〔平成11年規則62号〕

(条例方法書の公告事項及び縦覧の場所)

第34条 条例第31条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 法対象事業の名称
- (3) 法対象事業が実施されるべき区域
- (4) 条例第29条第1項に規定する条例方法書（以下「条例方法書」という。）の写しの縦覧の期間
- (5) その他知事が必要と認める事項

2 第7条第2項の規定は、条例第31条の規定による条例方法書の写しの縦覧について準用する。この場合において、第7条第2項中「条例第9条の規定による実施計画書の写し」とあるのは「条例第31条の規定による条例方法書の写し」と読み替えるものとする。

全部改正〔平成11年規則62号〕

(条例方法書の周知)

第35条 条例第33条第1項の規定による条例方法書の内容の周知は、条例方法書の内容についての説明会（以下この条において「説明会」という。）の開催のほか、印刷物の配布、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の方法により、条例第31条の規定による公告の日から30日以内に行わなければならない。

2 説明会は、条例第29条第1項に規定する条例方法書関係地域（以下「条例方法書関係地域」という。）内において開催しなければならない。ただし、条例方法書関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、条例方法書関係地域に近接する地域内において開催することができる。

3 事業者は、説明会の開催に先立つて、条例第33条第1項に規定するものに対し、説明会の日時及び場所並びに説明会において説明しようとする条例方法書に係る法対象事業の概要について、周知を図らなければならない。

4 前項の規定により周知を図るに当たつては、印刷物の配布、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の適当と認められる2以上の方法を併せて行わなければならない。

5 事業者は、説明会の開催に当たつては条例方法書の概要を平易に記載した書面を配布するとともに、条例方法書の内容の具体的かつ平易な説明に努めなければならない。

6 条例第33条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 条例方法書関係地域内で農業、林業、漁業等に従事する者
- (2) 条例方法書関係地域内に事務所若しくは事業場を有する事業者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。）

全部改正〔平成11年規則62号〕、一部改正〔平成25年規則58号〕

(条例方法書関係市町村長等)

第36条 条例第33条第4項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第29条第1項に規定する条例方法書関係市町村長
- (2) 環境影響評価法（平成9年法律第81号。第72条を除き、以下「法」という。）第6条第

1 項に規定する地域を管轄する市町村長

追加〔平成24年規則20号〕、一部改正〔平成26年規則88号〕

(条例方法書意見書の記載事項)

第37条 条例第34条の規定により条例方法書について環境保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「条例方法書意見書」という。）を提出しようとする者は、当該条例方法書意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 条例方法書意見書の提出の対象である条例方法書の名称
- (3) 条例方法書についての環境保全上の見地からの意見

全部改正〔平成11年規則62号〕、一部改正〔平成24年規則20号〕

第2節 法対象事業に係る条例環境影響評価準備書の記載事項等

全部改正〔平成11年規則62号〕

(条例準備書の記載事項等)

第38条 条例第38条第1項第8号に規定する規則で定める期間は、法対象事業を完了した日から5年とする。

2 条例第38条第1項第8号に規定する計画は、同号に規定する条例準備書事後調査（以下「条例準備書事後調査」という。）の項目、方法及び時期並びに事後調査報告書の提出の時期その他知事が必要と認める事項を記載するものとする。

3 条例第38条第1項第12号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第33条第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 調査等の全部又は一部を他の者に委託して実施した場合は、その者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (3) その他知事が別に定める事項

4 条例第38条第1項の規定による条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）の提出に当たっては、当該条例準備書の作成に当たり基礎資料として用いた書類その他知事が別に定める書類を添付しなければならない。

全部改正〔平成11年規則62号〕

(条例準備書の公告事項及び縦覧の場所)

第39条 条例第40条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第34条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 条例準備書の写しの縦覧の期間
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 第7条第2項の規定は、条例第40条の規定による条例準備書の写しの縦覧について準用する。この場合において、第7条第2項中「条例第9条の規定による実施計画書の写し」とあるのは「条例第40条の規定による条例準備書の写し」と読み替えるものとする。

全部改正〔平成11年規則62号〕

(条例準備書の周知)

第40条 条例第42条第1項の規定による条例準備書の内容の周知は、条例準備書の内容についての説明会（以下この条及び次条第1項において「説明会」という。）の開催のほか、印刷物の

配布、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の方法により、条例第40条の規定による公告の日から30日以内に行わなければならない。

- 2 説明会は、条例第38条第1項に規定する条例準備書関係地域（以下「条例準備書関係地域」という。）内において開催しなければならない。ただし、条例準備書関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、条例準備書関係地域に近接する地域内において開催することができる。
- 3 事業者は、説明会の開催に先立つて、条例第42条第1項に規定する条例準備書関係住民等（以下「条例準備書関係住民等」という。）に対し、説明会の日時及び場所並びに説明会において説明しようとする条例準備書に係る法対象事業の概要について、周知を図らなければならぬ。
- 4 前項の規定により周知を図るに当たつては、印刷物の配布、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の適当と認められる2以上 の方法を併せて行わなければならない。
- 5 事業者は、説明会の開催に当たつては条例準備書の概要を平易に記載した書面を配布するとともに、条例準備書の内容の具体的かつ平易な説明に努めなければならない。
- 6 条例第42条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - (1) 条例準備書関係地域内で農業、林業、漁業等に従事する者
 - (2) 条例準備書関係地域内に事務所若しくは事業場を有する事業者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。）

全部改正〔平成11年規則62号〕、一部改正〔平成23年規則31号・25年58号〕

（説明会概要報告書の提出等）

第41条 条例第42条第3項に規定する説明会概要報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 第34条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
 - (2) 説明会の開催日時及び場所
 - (3) 説明会の経過及び概要
 - (4) その他知事が別に定める事項
- 2 条例第42条第4項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第38条第1項に規定する条例準備書関係市町村長
- (2) 法第15条に規定する関係地域を管轄する市町村長

追加〔平成11年規則62号〕

（条例準備書意見書の記載事項）

第42条 条例第44条の規定により条例準備書について環境保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「条例準備書意見書」という。）を提出しようとする者は、当該条例準備書意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 条例準備書意見書の提出の対象である条例準備書の名称
- (3) 条例準備書についての環境保全上の見地からの意見

追加〔平成11年規則62号〕

(条例準備書意見・見解書の公告事項及び縦覧の場所)

第43条 条例第45条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第34条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 条例第45条第1項に規定する条例準備書意見・見解書（以下「条例準備書意見・見解書」という。）の写しの縦覧の期間
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 第7条第2項の規定は、条例第45条第3項の規定による条例準備書意見・見解書の写しの縦覧について準用する。この場合において、第7条第2項中「条例第9条の規定による実施計画書の写し」とあるのは「条例第45条第3項の規定による条例準備書意見・見解書の写し」と読み替えるものとする。

追加〔平成11年規則62号〕

(条例準備書公聴会の開催方法等)

第44条 第19条から第28条までの規定は、条例第47条第1項の規定による同項に規定する条例準備書公聴会（以下「条例準備書公聴会」という。）の開催について準用する。

追加〔平成11年規則62号〕

(準備書公聴会の開催方法等)

第45条 条例第48条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 条例準備書関係住民等
- (2) 法第15条に規定する関係地域内に住所を有する者
- (3) 法第15条に規定する関係地域内に勤務する者
- (4) 法第15条に規定する関係地域内で農業、林業、漁業等に従事する者
- (5) 法第15条に規定する関係地域内に事務所若しくは事業場を有する事業者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあっては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。）

2 第19条から第28条までの規定は、条例第48条第1項の規定による同項に規定する準備書公聴会（以下「準備書公聴会」という。）の開催について準用する。

追加〔平成11年規則62号〕

第3節 法対象事業に係る条例環境影響評価書の公告事項等

追加〔平成11年規則62号〕

(条例評価書の公告事項等)

第46条 条例第52条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第34条第1項第2号に掲げる事項
 - (2) 条例第51条第1項に規定する条例評価書（以下「条例評価書」という。）の写し及び条例第49条第1項に規定する条例準備書審査書（以下「条例準備書審査書」という。）の写しの縦覧の期間
 - (3) その他知事が必要と認める事項
- 2 条例第52条の規定による条例評価書の写し及び条例準備書審査書の写しの縦覧は、同条の規定による公告の日から起算して1月間行うものとする。
- 3 第7条第2項の規定は、前項の縦覧について準用する。この場合において、第7条第2項中「条例第9条の規定による実施計画書の写し」とあるのは「条例第52条の規定による条例評価

書の写し及び条例準備書審査書の写し」と読み替えるものとする。

追加〔平成11年規則62号〕

(条例方法書等の変更の届出)

第47条 条例第55条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 第34条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 変更の内容
- (3) 変更の理由
- (4) その他知事が別に定める事項

2 条例第55条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第33条第1号、第2号及び第4号に掲げる事項
- (2) その他知事が別に定める事項

3 第1項の規定は、条例第55条第3項の規定による届出について準用する。

4 条例第55条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第38条第3項各号に掲げる事項
- (2) その他知事が別に定める事項

追加〔平成11年規則62号〕

第4節 港湾計画に係る手続等

追加〔平成11年規則62号〕

(港湾準備書の公告事項及び縦覧の場所)

第48条 条例第56条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第48条第1項に規定する港湾管理者の名称及び住所
- (2) 法第48条第1項に規定する対象港湾計画（以下「対象港湾計画」という。）の名称
- (3) 対象港湾計画に定められる法第47条に規定する港湾開発等が実施されるべき区域
- (4) 条例第56条に規定する港湾準備書等（以下「港湾準備書等」という。）の写しの縦覧の期間
- (5) その他知事が必要と認める事項

2 第7条第2項の規定は、条例第56条の規定による港湾準備書等の写しの縦覧について準用する。この場合において、第7条第2項中「条例第9条の規定による実施計画書の写し」とあるのは「条例第56条の規定による港湾準備書等の写し」と読み替えるものとする。

追加〔平成11年規則62号〕

(港湾準備書意見・見解書の公告事項及び縦覧の場所)

第49条 条例第58条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第48条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 条例第58条に規定する港湾準備書意見・見解書（以下「港湾準備書意見・見解書」という。）の写しの縦覧の期間
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 第7条第2項の規定は、条例第58条の規定による港湾準備書意見・見解書の写しの縦覧について準用する。この場合において、第7条第2項中「条例第9条の規定による実施計画書の写し」とあるのは「条例第58条の規定による港湾準備書意見・見解書の写し」と読み替えるものとする。

とする。

追加〔平成11年規則62号〕

(港湾準備書公聴会の開催方法等)

第50条 条例第59条において準用する条例第48条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 法第48条第2項において準用する法第15条に規定する関係地域内に住所を有する者
- (2) 法第48条第2項において準用する法第15条に規定する関係地域内に勤務する者
- (3) 法第48条第2項において準用する法第15条に規定する関係地域内で農業、林業、漁業等に従事する者
- (4) 法第48条第2項において準用する法第15条に規定する関係地域内に事務所若しくは事業場を有する事業者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。）

2 第19条から第28条までの規定は、条例第59条において準用する条例第48条第1項の規定による準備書公聴会の開催について準用する。

追加〔平成11年規則62号〕

第4章 対象事業の廃止等に関する手続等

追加〔平成11年規則62号〕

(対象事業の廃止の届出)

第51条 条例第61条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 第7条第1項第1号及び第2号（条例第61条第3項において準用する同条第1項の規定による届出にあつては、第34条第1項第1号及び第2号）に掲げる事項
- (2) 廃止年月日
- (3) 廃止の理由
- (4) その他知事が別に定める事項

追加〔平成11年規則62号〕

(事業者の氏名等の変更の届出)

第52条 条例第62条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 第7条第1項第1号及び第2号（条例第62条第2項において準用する同条第1項の規定による届出にあつては、第34条第1項第1号及び第2号）に掲げる事項
- (2) 変更年月日
- (3) 変更の内容
- (4) その他知事が別に定める事項

2 条例第62条第2項に規定する規則で定める事項は、第33条第1号に掲げる事項とする。

追加〔平成11年規則62号〕

(事業者の変更の届出)

第53条 条例第63条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 実施計画書が提出された後の変更に係るものにあつては第7条第1項第1号及び第2号

に掲げる事項、条例方法書が提出された後の変更に係るものにあつては第34条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

- (2) 変更年月日
- (3) 変更前の事業者
- (4) 変更の理由
- (5) その他知事が別に定める事項

追加〔平成11年規則62号〕

第5章 対象事業の実施等に関する手続等

追加〔平成11年規則62号〕

(対象事業着手の届出)

第54条 条例第65条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 法対象事業以外の対象事業に係るものにあつては第7条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
　　法対象事業に係るものにあつては第34条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 着手年月日及び完了予定年月日
- (3) 工事施行者の氏名及び住所
- (4) その他知事が別に定める事項

追加〔平成11年規則62号〕

(予測評価書等の変更の届出)

第55条 条例第66条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 法対象事業以外の対象事業に係るものにあつては第7条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
　　法対象事業に係るものにあつては第34条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 変更の内容
- (3) 変更の理由
- (4) その他知事が別に定める事項

2 **条例第66条第1項**の予測評価書に係る規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第11条第3項各号に掲げる事項
- (2) その他知事が別に定める事項

3 **条例第66条第1項**の条例評価書に係る規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第38条第3項各号に掲げる事項
- (2) その他知事が別に定める事項

4 **条例第66条第3項**の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならぬ。

- (1) 法第5条第1項第1号に掲げる事項
- (2) 法対象事業の名称
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由
- (5) その他知事が別に定める事項

追加〔平成11年規則62号〕

(対象事業完了の届出)

第56条 条例第67条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならぬ。

- (1) 法対象事業以外の対象事業に係るものにあつては第7条第1項第1号及び第2号に掲げる事項、法対象事業に係るものにあつては第34条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 完了年月日又は供用開始年月日
- (3) 完了の内容又は供用の内容
- (4) 工事施行者の氏名及び住所
- (5) その他知事が別に定める事項

追加〔平成11年規則62号〕

(事後調査報告書の記載事項等)

第57条 条例第68条に規定する規則で定める期間は、法対象事業を完了した日から5年とする。

2 条例第68条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者又は事業者であつた者で対象事業を完了したもの若しくはこの者に代わつて事後調査、条例準備書事後調査又は法第14条第1項第7号ハの環境の状況の把握のための措置(以下「事後調査等」という。)を行う旨の申出に基づき知事が適当と認めた者(以下「事業者等」という。)の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 事後調査にあつては第7条第1項第2号に掲げる事項、条例準備書事後調査又は法第14条第1項第7号ハの環境の状況の把握のための措置にあつては第34条第1項第2号に掲げる事項
- (3) 事後調査等の内容及び結果並びに調査等の結果との検証結果
- (4) 事後調査等の結果に基づいて対策を講じた場合は、その内容
- (5) 事後調査等の全部又は一部を他の者に委託して実施した場合は、その者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (6) その他知事が別に定める事項

3 条例第68条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 申出人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 法対象事業以外の対象事業に係るものにあつては第7条第1項第2号に掲げる事項、法対象事業に係るものにあつては第34条第1項第2号に掲げる事項
- (3) 対象事業を完了した者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (4) 代行を開始する年月日
- (5) 代行する理由
- (6) その他知事が別に定める事項

追加〔平成11年規則62号〕

(事後調査報告書の公告事項等)

第58条 条例第69条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事後調査にあつては第7条第1項第2号に掲げる事項、条例準備書事後調査又は法第14条第1項第7号ハの環境の状況の把握のための措置にあつては第34条第1項第2号に掲げる事項

(2) 事後調査報告書の写しの縦覧の期間

(3) その他知事が必要と認める事項

2 条例第69条第1項の規定による事後調査報告書の写しの縦覧は、同項の規定による公告の日から起算して15日間行うものとする。

3 第7条第2項の規定は、前項の縦覧について準用する。この場合において、第7条第2項中「条例第9条の規定による実施計画書の写し」とあるのは「条例第69条第1項の規定による事後調査報告書の写し」と読み替えるものとする。

追加〔平成10年規則3号〕、一部改正〔平成11年規則62号〕

(事後調査計画等の変更の届出)

第59条 条例第70条第1項、第3項又は第5項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 法対象事業以外の対象事業に係るものにあつては第7条第1項第1号及び第2号に掲げる事項、法対象事業に係るものにあつては第34条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 変更の内容

(3) 変更の理由

(4) その他知事が別に定める事項

2 条例第70条第7項に規定する規則で定める事項は、第33条第1号に掲げる事項とする。

追加〔平成11年規則62号〕

(対象事業実施等の状況に関する申出)

第60条 条例第71条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 法対象事業以外の対象事業に係るものにあつては第7条第1項第2号に掲げる事項、法対象事業に係るものにあつては第34条第1項第2号に掲げる事項

(3) 対象事業の実施若しくは完了後の状況又は対象事業に係る土地若しくは工作物の供用を開始した後の状況が、明らかに当該対象事業に係る予測評価書の記載と異なるものであり、かつ、環境保全上の見地から是正の必要があると認める事実

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号〕

(対象事業実施等の状況に関する実態調査等)

第61条 条例第72条に規定する規則で定める期間は、3月とする。

2 事業者等は、条例第72条の規定により報告を求められたときは、次に掲げる事項を記載した書面により報告しなければならない。

(1) 法対象事業以外の対象事業に係るものにあつては第7条第1項第1号及び第2号に掲げる事項、法対象事業に係るものにあつては第34条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 報告を求められた事項及び当該事項に対する報告の内容

(3) その他知事が必要と認める事項

追加〔平成11年規則62号〕

第6章 雜則

一部改正〔平成11年規則62号〕

(環境影響評価に関する制度の向上に資するための意見の申出)

第62条 条例第76条の規定により環境影響評価に関する制度の向上に資するための意見を記載した書面を提出しようとする者は、当該書面に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

- (2) 環境影響評価に関する制度の向上に資するための意見

追加〔平成10年規則3号〕、一部改正〔平成11年規則62号〕

(対象事業の新たな実施とみなす場合の中断期間)

第63条 条例第77条第1項第1号に規定する規則で定める期間は、1年とする。

2 条例第77条第1項第2号及び第3号並びに同条第3項に規定する規則で定める期間は、それぞれ5年とする。

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号〕

(公表の方法等)

第64条 条例第80条第2項の規定による公表は、神奈川県公報に公告するほか、日刊新聞紙への掲載その他の適当と認められる方法により行うものとする。

2 条例第80条第2項の規定による規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法対象事業以外の対象事業に係るものにあつては第7条第1項第1号から第4号までに掲げる事項、法対象事業に係るものにあつては第34条第1項第1号から第3号までに掲げる事項

- (2) 違反の事実

- (3) その他知事が必要と認める事項

追加〔平成10年規則3号〕、一部改正〔平成11年規則62号〕

(都市計画法との調整)

第65条 対象事業が都市計画に定めようとする事業である場合の環境影響評価に関する手続その他の行為については、都市計画法に定める手続その他の行為との調整を図るため、条例第7条、第8条第2項、第9条、第10条第4項、第11条、第13条、第14条第2項、第15条、第16条第4項、第17条、第18条、第21条、第22条、第23条第1項、第24条第1項及び第3項、第25条の2、第26条から第31条まで、第32条第1項、第33条第2項及び第4項、第33条の2、第35条第2項、第37条から第40条まで、第41条第1項、第43条、第45条第2項及び第3項、第46条第2項、第48条第1項及び第3項、第50条から第53条まで、第54条第1項、第55条第1項及び第3項、第61条、第62条、第65条第2項、第66条、第67条第2項、第69条第2項、第77条並びに第81条第2項の規定により行うべき手續その他の行為は、次条から第70条までに定めるところによるものとする。

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号・24年20号・25年58号〕

第66条 対象事業が都市計画に定めようとする事業である場合における当該対象事業に関する次の表の左欄に掲げる条例の規定の適用については、当該規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ当該右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---------------------|--|---|
| 第7条第1項各号 列記以外の部分 | 対象事業の実施 | 対象事業を都市計画法に規定する都市 計画に定める |
| 第7条第1項第1 号 | 氏名又は名称及び住所又は事務所の 所在地並びに法人にあつては、その 代表者の氏名 | 名称並びに対象事業を実施する者が予 定されているときは、その氏名又は名 称及び住所又は事務所の所在地 |
| 第7条第2項 | 対象事業の種類ごとに規則で定める 時期 | 都市計画法第17条第1項（同法第21条 第2項において準用する場合を含 む。）の規定による公告の前 |
| 第8条第2項 | 対象事業を行う事業者である市町村 長 | 対象事業を都市計画法に規定する都市 計画に定めようとする市町村の長 |
| 第9条 | 知事 | 事業者（市町村が事業者である場合は 当該事業者及び知事） |
| | 承認をした | 承認を得、又は承認をした |
| | 遅滞なく、 | 遅滞なく、実施計画書を作成した旨又 は |
| | 承認した | 承認を得、又は承認をした |
| 第10条第4項 | 対象事業を行う事業者である市町村 長 | 対象事業を都市計画法に規定する都市 計画に定めようとする市町村の長 |
| 第11条第1項 | 知事 | 事業者 |
| 第11条第2項 | 知事 | 事業者 |
| | 事業者 | 知事 |
| 第13条第1号 | 第7条第1項第1号から第5号まで | 名称並びに対象事業を実施する者が予 定されているときは、その氏名又は名 称及び住所又は事務所の所在地並びに 第7条第1項第2号から第5号まで |
| 第14条第2項 | 対象事業を行う事業者である市町村 長 | 対象事業を都市計画法に規定する都市 計画に定めようとする市町村の長 |
| 第15条 | 知事 | 事業者（市町村が事業者である場合は 当該事業者及び知事） |
| | 承認をした | 承認を得、又は承認をした |
| | 遅滞なく、 | 遅滞なく、予測評価書案を作成した旨 又は |
| | 承認した | 承認を得、又は承認をした |
| 第16条第4項 | 対象事業を行う事業者である市町村 長 | 対象事業を都市計画法に規定する都市 計画に定めようとする市町村の長 |
| 第17条第1項 | 知事 | 事業者 |
| 第17条第2項 | 知事 | 事業者 |
| | 事業者 | 知事 |

| | | |
|--------------------|--|--|
| 第18条第1項 | 写しの送付を受けた | 写しを知事に送付した |
| 第18条第2項 の提出があつた | 知事 | 事業者（市町村が事業者である場合は当該事業者及び知事） |
| | の提出があつた | を提出し、又は提出があつた |
| 第18条第3項 | 知事 | 事業者 |
| 第21条第1号 | 第13条第1号から第6号まで及び第8号 | 名称並びに対象事業を実施する者が予定されているときは、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに第7条第1項第2号から第5号まで並びに第13条第2号から第6号まで及び第8号 |
| 第22条第1項 の提出があつた | 知事 | 事業者（市町村が事業者である場合は当該事業者及び知事） |
| | の提出があつた | を作成し、又は提出があつた |
| 第22条第2項 | 知事 | 事業者 |
| 第23条第1項 | 実施しよう | 都市計画法に規定する都市計画に定めよう |
| 第24条第1項及び第3項 | 第7条第1項第1号、第2号及び第4号 | 名称並びに対象事業を実施する者が予定されているときは、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに第7条第1項第2号及び第4号 |
| 第25条の2第1項 | 法第3条の7第1項 | 法第38条の6第3項において読み替えて適用される法第3条の7第1項 |
| | 法第3条の2第1項 | 法第38条の6第3項において読み替えて適用される法第3条の2第1項 |
| | 法第3条の10第2項 | 法第38条の6第3項において読み替えて適用される法第3条の10第2項 |
| | 法第3条の3第1項 | 法第38条の6第3項において読み替えて適用される法第3条の3第1項 |
| 第25条の2第2項 及び第3項 | 法第3条の7第1項 | 法第38条の6第3項において読み替えて適用される法第3条の7第1項 |
| 第26条第1項 | 法第4条第2項（同条第4項又は法第29条第2項において準用する場合を含む。以下この節において同じ。） | 法第39条第2項において読み替えて適用される法第4条第2項（法第39条第2項において読み替えて適用される法第4条第4項又は法第40条第2項において読み替えて適用される法第29条第2項において準用する場合を含む。以下この節において同じ。） |

| | | |
|----------------------|--|--|
| | 第二種事業を行う者である市町村長 | 第二種事業を都市計画法に規定する都市計画に定めようとする市町村の長 |
| 第26条第2項及び 第27条 | 法第4条第2項 | 法第39条第2項において読み替えて適用される法第4条第2項 |
| 第28条第1項 | 法第4条第3項第1号又は第2号 (同条第4項又は法第29条第2項において準用する場合を含む。) | 法第39条第2項において読み替えて適用される法第4条第3項第1号又は第2号(法第39条第2項において読み替えて適用される法第4条第4項又は法第40条第2項において読み替えて適用される法第29条第2項において準用する場合を含む。) |
| 第28条第2項 | 法第4条第7項の規定による通知又は作成 | 法第39条第2項において読み替えて適用される法第4条第7項の規定による通知 |
| 第29条第1項各号 列記以外の部分 | 法対象事業の実施 | 法対象事業を都市計画法に規定する都市計画に定める |
| | 法対象事業を行う事業者である市町村長 | 法対象事業を都市計画法に規定する都市計画に定めようとする市町村の長 |
| 第29条第1項第1号 | 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名 | 名称並びに法対象事業を実施する者が予定されているときは、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地 |
| 第29条第2項 | 法第6条第1項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第6条第1項 |
| | 法第5条第1項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第5条第1項 |
| 第30条第1項 | 法第5条第1項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第5条第1項 |
| 第30条第2項 | 法第6条第1項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第6条第1項 |
| 第31条 | 知事 | 事業者(市町村が事業者である場合は当該事業者及び知事) |
| | の提出があつた | を作成し、又は提出があつた |
| | 遅滞なく、 | 遅滞なく、条例方法書を作成した旨又は |
| 第32条第1項 | 知事 | 市町村が事業者である場合において、知事 |
| | 法第6条第1項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第6条第1項 |

| | | |
|----------------------|------------------------|---|
| 第33条第2項及び 第4項 | 法第7条の2第1項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第7条の2第1項 |
| 第33条の2 | 法第7条の2第3項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第7条の2第3項 |
| 第35条第2項 | 法第9条 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第9条 |
| 第37条第1項ただし書 | 法第6条第1項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第6条第1項 |
| 第37条第2項 | 法第10条第1項又は第5項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第10条第1項又は第5項 |
| | 法第8条第1項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第8条第1項 |
| 第37条第3項 | 法第10条第1項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第10条第1項 |
| 第38条第1項各号 列記以外の部分 | 法対象事業を行う事業者である市町 村長 | 法対象事業を都市計画法に規定する都 市計画に定めようとする市町村の長 |
| 第38条第1項第1号 | 第29条第1項第1号から第3号まで | 名称並びに法対象事業を実施する者が 予定されているときは、その氏名又は 名称及び住所又は事務所の所在地並び に第29条第1項第2号及び第3号 |
| 第38条第2項 | 法第15条 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第15条 |
| | 法第14条第1項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第14条第1項 |
| 第39条第1項 | 法第14条第1項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第14条第1項 |
| 第39条第2項 | 法第15条 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第15条 |
| 第40条 | 知事 | 事業者（市町村が事業者である場合は 当該事業者及び知事） |
| | の提出があつた | を作成し、又は提出があつた |
| | 遅滞なく、 | 遅滞なく、条例準備書を作成した旨又 は |
| 第41条第1項 | 知事 | 市町村が事業者である場合において、 知事 |
| | 法第15条 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第15条 |
| 第43条 | 法第17条第2項において準用する法 | 法第40条第2項において読み替えて適 |

| | | |
|--------------------------|---------------|--|
| | 第7条の2第3項 | 用される法第17条第2項において準用する法第7条の2第3項 |
| 第45条第2項 | 法第19条 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第19条 |
| 第45条第3項 | 知事 | 事業者（市町村が事業者である場合は当該事業者及び知事） |
| | の提出があつた | を作成し、又は提出があつた |
| 第46条 | 法第19条 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第19条 |
| 第48条第1項 | 法第20条第1項又は第5項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第20条第1項又は第5項 |
| 第48条第1項ただし書 | 法第18条第1項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第18条第1項 |
| 第48条第3項ただし書及び第50条第1項ただし書 | 法第15条 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第15条 |
| 第50条第2項 | 法第20条第1項又は第5項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第20条第1項又は第5項 |
| | 法第18条第1項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第18条第1項 |
| 第50条第3項 | 法第20条第1項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第20条第1項 |
| 第51条第1項第1号 | 第38条第1項各号 | 名称並びに法対象事業を実施する者が予定されているときは、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに第29条第1項第2号及び第3号並びに第38条第1項第2号から第12号まで |
| 第51条第2項 | 法第26条第2項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第26条第2項 |
| | 法第21条第2項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第21条第2項 |
| | 法第24条 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第24条 |
| 第52条 | 知事 | 事業者（市町村が事業者である場合は当該事業者及び知事） |
| | の提出があつた | を作成し、又は提出があつた |
| 第53条 | 知事 | 市町村が事業者である場合において、知事 |

| | | |
|---------|-------------------------------------|--|
| | 法第26条第2項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第26条第2項 |
| 第54条第1項 | 実施しよう | 都市計画法に規定する都市計画に定めよう |
| 第55条第1項 | 第29条第1項第1号及び第3号 | 名称並びに法対象事業を実施する者が予定されているときは、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに第29条第1項第3号 |
| | 法第10条第1項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第10条第1項 |
| 第55条第3項 | 第29条第1項第1号及び第3号 | 名称並びに法対象事業を実施する者が予定されているときは、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに第29条第1項第3号 |
| | 法第20条第1項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第20条第1項 |
| 第61条第1項 | 廃止した | 都市計画に定めないこととし、又は廃止した |
| 第61条第2項 | 及び | 又は |
| 第61条第3項 | 廃止した | 都市計画に定めないこととし、又は廃止した |
| 第62条第1項 | 第7条第1項第1号又は第2号に掲げる事項（法人の代表者の氏名を除く。） | 名称並びに対象事業の着手前であつて対象事業を実施する者が予定されているときは、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに第7条第1項第2号に掲げる事項 |
| 第62条第2項 | 第29条第1項第1号に掲げる事項（法人の代表者の氏名を除く。） | 名称並びに法対象事業の着手前であつて法対象事業を実施する者が予定されているときは、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地 |
| 第65条第2項 | 関係市町村長 | 当該届出に係る法対象事業以外の対象事業を都市計画法に規定する都市計画に定めた者及び関係市町村長 |
| | 条例準備書関係市町村長 | 当該届出に係る法対象事業を都市計画法に規定する都市計画に定めた者及び条例準備書関係市町村長 |
| 第66条第1項 | 第7条第1項第1号、第2号及び第4号 | 名称並びに対象事業の着手前であつて対象事業を実施する者が予定されているときは、その氏名又は名称及び住所 |

| | | |
|---------|-----------------|---|
| | | 又は事務所の所在地並びに第7条第1項第2号及び第4号 |
| | 第29条第1項第1号及び第3号 | 名称並びに法対象事業の着手前であつて法対象事業を実施する者が予定されているときは、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに第29条第1項第3号 |
| 第66条第3項 | 法第5条第1項第1号及び第3号 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第5条第1項第1号及び第3号 |
| 第67条第2項 | 関係市町村長 | 当該届出に係る法対象事業以外の対象事業を都市計画法に規定する都市計画に定めた者及び関係市町村長 |
| | 条例準備書関係市町村長 | 当該届出に係る法対象事業を都市計画法に規定する都市計画に定めた者及び条例準備書関係市町村長 |
| 第69条第2項 | 関係市町村長 | 当該公告に係る法対象事業以外の対象事業を都市計画法に規定する都市計画に定めた者及び関係市町村長 |
| | 条例準備書関係市町村長等 | 当該公告に係る法対象事業を都市計画法に規定する都市計画に定めた者及び条例準備書関係市町村長等 |
| 第77条第3項 | 法第27条 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第27条 |
| | 法第32条第1項 | 法第40条第2項において読み替えて適用される法第32条第1項 |
| 第81条第2項 | 実施する | 都市計画法に規定する都市計画に定め、又は当該対象事業を実施する |

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号・23年31号・24年20号・25年58号〕

第67条 条例第15条、第22条第1項、第40条（第41条第1項において準用する場合を含む。）及び第52条（第53条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は同法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示と併せて行うものとする。

2 条例第9条、第15条、第18条第2項、第22条第1項、第31条、第40条、第45条第3項及び第52条の規定により事業者が行う縦覧は、第7条第2項、第13条第2項、第18条第2項、第30条第3項、第34条第2項、第39条第2項、第43条第2項及び第46条第3項の規定にかかわらず、当該事業者が神奈川県である場合は県土整備局都市部都市計画課及び地域県政総合センター並

びに知事が必要と認めたときはその他の場所において、当該事業者が市町村である場合は当該市町村の長が必要と認めた場所において行うものとする。

一部改正〔昭和57年規則44号・平成10年3号・11年62号・12年3号・17年108号・22年16号・25年42号〕

第68条 事業者が、条例第22条第1項の規定による公告を行つた後、当該対象事業を完了し、又は当該対象事業に係る土地若しくは工作物の供用を開始するまでの間に、当該公告に係る予測評価書に記載された事項（条例第7条第1項第1号、第2号及び第4号並びに第55条第2項各号に掲げる事項を除く。）の内容を変更しようとする場合、条例第52条の規定による公告を行つた後、当該対象事業を完了し、又は当該対象事業に係る土地若しくは工作物の供用を開始するまでの間に、当該公告に係る条例評価書に記載された事項（条例第29条第1項第1号及び第3号並びに第55条第3項各号に掲げる事項を除く。）の内容を変更しようとする場合又は法対象事業の着手後、当該法対象事業を完了し、又は当該法対象事業に係る土地若しくは工作物の供用を開始するまでの間に、当該法対象事業に係る評価書に記載された事項（法第5条第1項第1号及び第3号に掲げる事項を除く。）の内容を変更しようとする場合において、当該内容の変更に伴い、都市計画法第21条第1項の規定により都市計画を変更しようとする場合にあつては、条例第66条の規定にかかわらず、当該予測評価書、当該条例評価書又は当該評価書に係る対象事業に関する都市計画を定めた者と知事は、当該変更しようとする部分に係る環境影響評価に関する手続その他の行為の再実施について協議を行うものとする。

全部改正〔平成11年規則62号〕

第69条 次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第77条の規定にかかわらず、対象事業に関する都市計画を定めた者と知事は、当該対象事業に係る環境影響評価に関する手続その他の行為の再実施について協議するものとする。

- (1) 事業実施者が、条例第22条第1項又は第52条の規定による公告の日から5年を経過して対象事業に着手しようとするとき。
- (2) 事業実施者が、条例第65条第1項の規定による届出をした後において、当該届出に係る対象事業を5年を超える期間中断した後再開しようとするとき。

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号〕

第70条 都市計画を定める者は、条例又はこの規則の規定により環境影響評価に関する手続その他の行為を行うに当たり、事業実施者に対し、実施計画書、予測評価書案、予測評価書、条例方法書、条例準備書、条例評価書等の作成のための資料の提供その他の必要な協力を求めることができる。

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号〕

第71条 対象事業が都市計画に定めようとする事業である場合における当該対象事業に関する第6条第1項第1号、第7条第1項第1号及び第34条第1項第1号の適用については、当該各号の規定中「氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名」とあるのは「名称」とする。

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号〕

(手続等の調整)

第72条 条例第82条第2項に規定する規則で定める法律、国の行政機関の長が定める措置等は、次に掲げるものとする。

- (1) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）
- (2) 港湾法（昭和25年法律第218号）
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- (4) 環境影響評価法

一部改正〔昭和60年規則59号・平成10年3号・11年62号〕

(電気事業法との調整)

第73条 法対象事業が法第2条第2項第1号ホに掲げる事業の種類である場合における当該法対象事業に関する条例第51条第2項の規定の適用については、同項中「法第26条第2項」とあるのは「電気事業法第46条の18第2項」と、「法第24条の書面」とあるのは「電気事業法第46条の17第1項の規定による命令の内容を記載した書類」とし、条例第53条の規定の適用については、同条中「法第26条第2項」とあるのは「電気事業法第46条の18第2項」と、「法第24条の書面」とあるのは「同法第46条の17第1項の規定による命令の内容を記載した書類」とする。

追加〔平成12年規則3号〕

(提出書類等の提出部数等)

第74条 条例又はこの規則の規定により事業者が知事に提出する書類は、当該書類の種類ごとに正本及びその写しとし、それらの提出部数は、知事が別に定める。

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号・12年3号〕

(実施細目)

第75条 この規則の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

追加〔平成11年規則62号〕、一部改正〔平成12年規則3号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和56年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第2項ただし書に規定する規則で定める場合は、条例の施行の際現に第5条に規定する時期を経過している対象事業に条例の施行の日から5年を経過して着手しようとする場合とする。

一部改正〔平成23年規則31号〕

3 対象事業が都市計画に定めようとする事業である場合における当該対象事業に関する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「第7条第2項の規定による規則で定める時期を経過している」とあるのは「都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告が行われた」と、同項ただし書中「規則で定める場合は、この限りでない」とあるのは「条例の施行の日以後当該対象事業に関する都市計画法に規定する都市計画について相当規模の変更をしようとする場合は、当該対象事業に関する都市計画を定めた者と知事は、当該対象事業に係る環境影響評価に関する手続その他の行為の実施について協議するものとする」とする。

一部改正〔平成23年規則31号〕

附 則（昭和56年6月1日規則第119号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年5月31日規則第44号）

この規則は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則（昭和60年8月30日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日規則第44号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第51号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年7月4日規則第40号抄）

（施行日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月30日規則第39号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月1日規則第2号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正後の別表第3の25の項に規定する予測評価書案の提出の時期の欄に掲げる時期を経過している事業については、改正後の本則の規定は適用しない。ただし、この規則の施行の日から5年を経過して当該事業に着手しようとする場合は、この限りでない。

附 則（平成7年11月28日規則第130号）

この規則は、平成7年12月1日から施行する。

附 則（平成10年2月6日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 条例附則第3項ただし書に規定する規則で定める場合は、条例の施行の際現に第5条に規定する時期を経過している対象事業に条例の施行の日から5年を経過して着手しようとする場合とする。

3 対象事業が都市計画に定めようとする事業である場合における当該対象事業に関する条例附則第3項の適用については、同項の規定中「改正後の条例第7条第2項の規定による規則で定める時期を経過している」とあるのは「都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項で準用する場合を含む。）の規定による公告が行われた」と、「規則で定める場合は、この限りでない」とあるのは「改正後の条例の施行の日以後当該対象事業に関する都市計画法に規定する都市計画について相当規模の変更をしようとする場合は、当該対象事業に関する都市計画を定めた者と知事は、当該対象事業に係る環境影響評価に関する手続その他の行為の実施について協議するものとする」とする。

4 この規則の施行により新たに対象事業となる事業でこの規則の施行の際現に改正後の別表第3に掲げる時期を経過しているものについては、改正後の本則の規定は適用しない。ただし、この規則の施行の日から5年を経過して当該事業に着手しようとする場合は、この限りでない。

附 則（平成11年5月28日規則第62号）

(施行期日)

1 この規則は、平成11年6月12日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定、第21条の改正規定（同条第2項の改正規定（「第7条第1項第1号及び第3号」を「第7条第1項第2号」に改める部分に限る。）を除く。）、第22条から第27条までの改正規定、第28条の改正規定（同条第1号の改正規定を除く。）及び第49条第2項の改正規定（「神奈川県都市部都市計画課」を「国土整備部都市計画課」に改める部分に限る。）は、同月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成11年6月12日までの間は、改正後の第25条第1項中「第20条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同条第2項中「第21条第4項」とあるのは「第22条第4項」と、「第20条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同条第3項及び第4項中「第21条第4項」とあるのは「第22条第4項」とする。

3 知事は、神奈川県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成10年神奈川県条例第45号。以下「平成10年改正条例」という。）附則第2項第5号又は環境影響評価法（平成9年法律第81号）附則第2条第1項第5号に掲げる書類がある場合において、必要がないと認めるときは、条例第45条第3項（条例第46条において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧を行わぬことができる。

4 平成10年改正条例の施行により新たに法対象事業となる事業であって、平成10年改正条例の施行の日前において、神奈川県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成9年神奈川県条例第31号。以下「平成9年改正条例」という。）による改正前の神奈川県環境影響評価条例第15条の規定により環境影響予測評価書が提出されていないものについては、平成9年改正条例附則第2項の規定にかかわらず、平成10年改正条例による改正後の神奈川県環境影響評価条例（第1章、第13条（同条第3号、第5号及び第6号を除く。）から第22条まで、第24条第3項から第5項まで、第32条、第37条、第38条（同条第1項第2号から第4号まで及び第8号から第10号までを除く。）から第51条（同条第1項第2号を除く。）まで、第52条、第53条、第55条第3項から第5項まで、第61条から第67条まで、第71条から第83条まで及び第86条に限る。）を適用する。この場合において、第21条第1号中「第13条第1号から第6号まで及び第8号」とあるのは「第13条第1号、第2号、第4号及び第8号」と、第24条第4項中「第7条から第21条まで」とあるのは「第13条から第21条まで」と、第51条第1項第1号中「第38条第1項各号」とあるのは「第38条第1項第1号、第5号、第6号、第7号及び第12号」と、同項第4号中「第2号の意見及び条例準備書審査書」とあるのは「条例準備書審査書」と、第55条第4項中「第29条、第31条、第33条から第36条まで、第38条」とあるのは「第38条」と、第61条第3項及び第62条第2項中「条例方法書」とあるのは「条例準備書」と、第63条第1項中「実施計画書又は条例方法書」とあるのは「条例準備書」と、第66条第2項第1号中「第7条から第22条まで」とあるのは「第13条から第22条まで」と、同項第2号中「第29条、第31条、第33条から第36条まで、第38条」とあるのは「第38条」と、同条第4項中「第7条から第22条まで」とあるのは「第13条から第22条まで」と、第71条中「当該対象事業に係る最後の事後調査報告書の縦覧の期間が満了する日までの間に、その旨」とあるのは「その旨」と読み替えるものとする。

附 則（平成11年9月28日規則第78号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日規則第3号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第73条の改正規定、別表第1の7の項(1)の項、(3)の項及び(7)の項の改正規定並びに別表第3の6の項(1)の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年5月15日規則第88号）

この規則は、平成13年5月18日から施行する。ただし、別表第3の1の項、6の項及び12の項の改正規定については、公布の日から施行する。

附 則（平成15年10月31日規則第123号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第3の10の項の改正規定 平成15年12月1日

(2) 別表第3の6の項の改正規定 平成16年4月1日

(3) 別表第1の7の項の改正規定 平成17年4月1日

附 則（平成17年3月29日規則第108号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月14日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月15日規則第96号）

この規則は、平成22年3月15日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第16号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の備考1(3)の改正規定は平成23年7月1日から、別表第2の4の項及び別表第3の10の項(2)の改正規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月17日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年5月31日規則第46号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日規則第20号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第42号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月30日規則第58号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年5月31日から施行する。ただし、第4条、第6条及び第8条の改正規

定、同条の次に2条を加える改正規定、第12条、第15条の見出し、同条第1項、第2項及び第4項、第16条第2号及び第3号、第31条、第35条並びに第40条第1項の改正規定、第65条の改正規定（「第24条第1項及び第3項」の次に「、第25条の2」を加える部分を除く。）、第66条の改正規定（同条の表第24条第1項及び第3項の項の次に加える部分を除く。）、別表第1の2の項(2)の改正規定、同表の6の項(1)の改正規定（「特定電気事業等の用に供する」を削る部分に限る。）、同表の7の項、10の項、13の項及び16の項並びに別表第3の2の項(2)及び7の項の改正規定並びに附則第3項の規定は、同年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成25年10月31日までの間における改正後の別表第1の1の項(10)及び同表の備考6の規定の適用については、同項(10)中「増加し、又は車道部分の幅員を4メートル以上拡大」及び「増加又は当該幅員の拡大」とあるのは「増加」と、同表の備考6中「12の項まで（2の項の(2)を除く。）」とあるのは「12の項まで」と、同表の備考6(1)中「出力が」とあるのは「出力が、同項の(3)に掲げる事業にあつては燃料使用量が」とする。
- 3 改正後の別表第1の規定により新たに対象事業となる事業で平成25年11月1日において現に改正後の別表第3の実施計画書の提出の時期の欄に掲げる時期を経過しているものについては、改正後の本則の規定は適用しない。ただし、同日から5年を経過して当該事業に着手しようとする場合は、この限りでない。

附 則（平成26年3月25日規則第30号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月10日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年8月29日規則第88号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月1日規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第43号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

| 番号 | 事業の種類 | 内容 | 要件 | | |
|----|-------|---|-------------|-----|--------|
| | | | 規模、実施される地域等 | | |
| | | | 甲地域 | 乙地域 | その他の地域 |
| 1 | 道路の建設 | (1) 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道（以下「高速自動車国道」という。）の新設（新たに起点又は終点を設定し | 全事業 | 全事業 | 全事業 |

| | | | |
|---|---|--|--|
| | て高速自動車国道を建設することをいう。以下同じ。) | | |
| (2) 高速自動車国道の改築(新たに起點及び終点を設定することなく高速自動車国道を建設することをいう。以下同じ。) | 車道部(道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第4号に規定する車道、同条第10号に規定する中央帯及び同条第12号に規定する路肩をいう。以下同じ。)の幅員を1メートル以上拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計5キロメートル以上にわたる場合又はインターチェンジを設けようとする事業 | 車道部の幅員を1メートル以上拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計5キロメートル以上にわたる場合又はインターチェンジを設けようとする事業 | 車線(道路構造令第2条第5号に規定する車線のうち、同条第7号から第9号までに規定する登坂車線、屈折車線及び変速車線を除いた車線をいう。以下同じ。)の数を増加し、又はインターチェンジを設けようとする事業 |

| | | | |
|---|--|--|---|
| | | | |
| (3) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（以下1の項において「道路」という。）のうち、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）の規定により同法第2条第4項に規定する会社（以下「高速道路会社」という。）、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路（高速自動車国道を除く。）又は道路法第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく指定を行おうとする道路の新設（新たに起点又は終点を設定してこれらの道路を建設することをいう。以下同じ。） | 一の地域内における延長が合計2キロメートル以上である道路を新たに建設しようとする事業 | 一の地域内における延長が合計5キロメートル以上である道路を新たに建設しようとする事業 | 車線の数が4以上で、かつ、延長が5キロメートル以上である道路を新たに建設しようとする事業 |
| (4) 道路のうち道路整備特別措置法の規定により高速道路会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路（高速自動車国道を除く。）、道路法第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づ | 車道部の幅員を1メートル以上拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計2キロメートル以上にわたる場合 | 車道部の幅員を1メートル以上拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計5キロメートル以上にわたる場合 | 次のいずれかに該当する事業 ア 車線の数が4以上である道路の車線の数を増加しようとする事業であつて当該車線の数の増加をしようとする区間の延長が5キロメートル |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | く指定が行われた道路又は同項の規定に基づく指定を行おうとする道路の改築（新たに起点及び終点を設定することなくこれらの道路を建設することをいう。以下同じ。） | | 以上にわたる場合 イ 車線の数が4未満である道路の車線の数を増加することにより車線の数を4以上としようとする事業であつて当該車線の数の増加をしようとする区間の延長が5キロメートル以上にわたる場合 |
| (5) 道路 ((1)及び(3)に該当する道路を除く。この項において同じ。) の新設（新たに起点又は終点を設定して道路を建設することをいう。以下同じ。） | 車道部の幅員が5メートル以上で、かつ、一の地域内における延長が合計2キロメートル以上である道路を新たに建設しようとする事業 | 車道部の幅員が5メートル以上で、かつ、一の地域内における延長が合計5キロメートル以上である道路を新たに建設しようとする事業 | 車線の数が4以上又は車道部の幅員が16メートル以上で、かつ、延長が5キロメートル以上である道路を新たに建設しようとする事業 |
| (6) 道路 ((2)及び(4)に該当する道路を除く。この項において同じ。) の改築（新たに起点及び終点を設定することなく道路を建設することをいう。以下同じ。） | 次のいずれかに該当する事業 ア 幅員が5メートル以上である車道部の幅員を1メートル以上拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計2キロメートル以上にわたる場合 | 次のいずれかに該当する事業 ア 幅員が5メートル以上である車道部の幅員を1メートル以上拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計5キロメートル以上にわたる場合 | 次のいずれかに該当する事業 ア 車線の数が4以上又は車道部の幅員が16メートル以上である道路の車線の数を増加し、又は車道部の幅員を4メートル以上拡大しようとする事業であつて当該車線の数の増加又は当該幅員の拡大をしようとする区間の |

| | | | |
|-----------------------|--|--|---|
| | <p>イ 幅員が5メートル未満である車道部の幅員を5メートル以上に拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計2キロメートル以上にわたる場合</p> <p>ウ 車道部の幅員が5メートル以上となる位置の変更を行おうとする事業であつて当該位置の変更を行おうとする区間の延長が一の地域内において合計2キロメートル以上にわたる場合</p> | <p>イ 幅員が5メートル未満である車道部の幅員を5メートル以上に拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計5キロメートル以上にわたる場合</p> <p>ウ 車道部の幅員が5メートル以上となる位置の変更を行おうとする事業であつて当該位置の変更を行おうとする区間の延長が一の地域内において合計5キロメートル以上にわたる場合</p> | <p>延長が5キロメートル以上にわたる場合</p> <p>イ 車線の数が4未満又は車道部の幅員が16メートル未満である道路の車線の数を増加し、又は車道部の幅員を拡大することにより車線の数を4以上とし、又は車道部の幅員を16メートル以上としようとする事業であつて当該車線の数の増加又は当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が5キロメートル以上にわたる場合</p> <p>ウ 車線の数が4以上又は車道部の幅員が16メートル以上となる位置の変更を行おうとする事業であつて当該位置の変更を行おうとする区間の延長が5キロメートル以上にわたる場合</p> |
| (7) 土地改良法（昭和24年法律第195 | 車道部に相当する部分（以下「車道 | 車道部相当部の幅員が5メートル以 | 車線に相当するもの（以下「車線相 |

| | | | | |
|---|--|--|--|---|
| | 号) 第2条第2項 第1号にいう農業用道路(以下「農業用道路」とい う。)又は森林法 (昭和26年法律第 249号)第4条第2 項第4号にいう林 道(以下「林道」と いう。)の新設 (新たに起点又は 終点を設定して農 業用道路又は林道 を建設することを いう。以下同 じ。) | 部相当部」とい う。)の幅員が5メー トル以上で、かつ、一 の地域内における延 長が合計5キロメー トル以上である農 業用道路又は林 道を新たに建設し ようとする事業 | 上で、かつ、一 の地域内における延 長が合計5キロメー トル以上である農 業用道路又は林 道を新たに建設し ようとする事業 | 当部」という。) の数が4以上若し くは車道部相当部 の幅員が16メート ル以上で、かつ、 延長が5キロメー トル以上である農 業用道路又は車道 部相当部の幅員が 5メートル以上 で、かつ、延長が 10キロメートル以 上である林道を新 たに建設しようと する事業 |
| (8) 農業用道路又は 林道の改築(新た に起点及び終点を 設定することなく 農業用道路又は林 道を建設すること をいう。以下同 じ。) | 次のいずれかに該 当する事業 ア 幅員が5メー トル以上である 車道部相当部の 幅員を1メート ル以上拡大しよ うとする事業で あつて当該幅員 の拡大をしよう とする区間の延 長が一の地域内 において合計2 キロメートル以 上にわたる場合 イ 幅員が5メー トル未満である 車道部相当部の 幅員を5メート ル以上に拡大し ようとする事業 であつて当該幅 員の拡大をしよ | 次のいずれかに該 当する事業 ア 幅員が5メー トル以上である 車道部相当部の 幅員を1メート ル以上拡大しよ うとする事業で あつて当該幅員 の拡大をしよう とする区間の延 長が一の地域内 において合計5 キロメートル以 上にわたる場合 イ 幅員が5メー トル未満である 車道部相当部の 幅員を5メート ル以上に拡大し ようとする事業 であつて当該幅 員の拡大をしよ | 次のいずれかに該 当する事業 ア 車線相当部の 数が4以上又は 車道部相当部の 幅員が16メート ル以上である農 業用道路の車線 相当部の数を増 加し、又は車道 部相当部の幅員 を4メートル以 上拡大しようと する事業であつ て当該車線相 当部の数の増加又 は当該幅員の拡 大をしようとする 区間の延長が 5キロメートル 以上にわたる場 合 イ 車道部相当部 の幅員が5メー | |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | うとする区間の延長が一の地域内において合計2キロメートル以上にわたる場合 | うとする区間の延長が一の地域内において合計5キロメートル以上にわたる場合 | トル以上である林道の車道部相当部の幅員を1メートル以上拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が10キロメートル以上にわたる場合 |
| | ウ 車道部相当部の幅員が5メートル以上となる位置の変更を行おうとする事業であつて当該位置の変更を行おうとする区間の延長が一の地域内において合計2キロメートル以上にわたる場合 | ウ 車道部相当部の幅員が5メートル以上となる位置の変更を行おうとする事業であつて当該位置の変更を行おうとする区間の延長が一の地域内において合計5キロメートル以上にわたる場合 | ウ 車線相当部の数が4未満又は車道部相当部の幅員が16メートル未満である農業用道路の車線相当部の数を増加し、又は車道部相当部の幅員を拡大することにより車線相当部の数を4以上とし、又は車道部相当部の幅員を16メートル以上としようとする事業であつて当該車線相当部の数の増加又は当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が5キロメートル以上にわたる場合 |

| | | | |
|---|--|--|--|
| | | | <p>メートル以上に拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が10キロメートル以上にわたる場合</p> <p>オ 車線相当部の数が4以上又は車道部相当部の幅員が16メートル以上となる農業用道路の位置の変更を行おうとする事業であつて当該位置の変更を行おうとする区間の延長が5キロメートル以上にわたる場合</p> <p>カ 車道部相当部の幅員が5メートル以上となる林道の位置の変更を行おうとする事業であつて当該位置の変更を行おうとする区間の延長が10キロメートル以上にわたる場合</p> |
| (9) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する自動車道（以下「自動車道」という。）の新設（新たに起点 | 一の地域内における延長が合計2キロメートル以上である自動車道を新たに建設しようとする事業 | 一の地域内における延長が合計5キロメートル以上である自動車道を新たに建設しようとする事業 | 車線相当部の数が4以上で、かつ、延長が5キロメートル以上である自動車道を新たに建設しようとする事業 |

| | | | | | |
|---|--|--|---|--|---------------------------------------|
| | | 又は終点を設定して自動車道を建設することをいう。以下同じ。) | | | |
| | (10) 自動車道の改築(新たに起点及び終点を設定することなく自動車道を建設することをいう。以下同じ。) | 車道部分（一般自動車道構造設備規則（昭和28年運輸・建設省令第1号）第1条第4号に規定する車道、同条第6号に規定する中央分離帯及び同令第10条の規定による路肩をいう。以下同じ。）の幅員を1メートル以上拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計5キロメートル以上にわたる場合 | 車道部分の幅員を1メートル以上拡大しようとする事業であつて当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が一の地域内において合計5キロメートル以上にわたる場合 | 車線相当部の数を増加し、又は車道部分の幅員を4メートル以上拡大しようとする事業であつて当該車線相当部の数の増加又は当該幅員の拡大をしようとする区間の延長が5キロメートル以上にわたる場合 | |
| 2 | 鉄道、軌道の建設 | (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業（以下「鉄道事業」という。）の用に供する鉄道（鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第4条第5号に規定する無軌条電車及び同条第6号に規定する鋼索鉄道を除く。以下「鉄道」という。）又 | 他の対象事業に含まれる事業及び一の地域内における延長が合計1キロメートル未満である事業を除く事業 | 他の対象事業に含まれる事業及び一の地域内における延長が合計1キロメートル未満である事業を除く事業 | 他の対象事業に含まれる事業及び延長が1キロメートル未満である事業を除く事業 |

| | | | | |
|---|------------|---|---|---|
| | | は軌道法（大正10年法律第76号）の適用を受ける軌道（以下「軌道」という。）の新設（新たに起点又は終点を設定して車両（鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第2条第12号に規定する車両をいう。以下同じ。）の運行に常用するための線路を設置することをいう。以下同じ。） | | |
| | | (2) 鉄道又は軌道の改良（新たに起点及び終点を設定することなく車両の運行に常用するための線路の増設又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）をすることをいう。以下同じ。） | 他の対象事業に含まれる事業及び同一の地域内における延長が合計1キロメートル未満である事業を除く事業 | 他の対象事業に含まれる事業及び同一の地域内における延長が合計1キロメートル未満である事業を除く事業 |
| 3 | 鋼索鉄道、索道の建設 | 鉄道事業法施行規則第4条第6号に規定する鋼索鉄道又は同令第47条第1号に規定する普通索道の新設（新たに起点又は終点を設定して線路又は索条を設置することをいう。） | 全事業 | 全事業 |

| | | | | | |
|---|------------|--|--|--|---|
| 4 | 操車場、検車場の建設 | (1) 鉄道事業の業務の用に供する操車場又は検車場の新設 | 敷地面積が1ヘクタール未満の事業を除く事業 | 敷地面積が3ヘクタール未満の事業を除く事業 | 敷地面積が10ヘクタール未満の事業を除く事業 |
| | | (2) 鉄道事業の業務の用に供する操車場又は検車場の増設 | 1ヘクタール以上敷地面積の増大を伴う事業 | 3ヘクタール以上敷地面積の増大を伴う事業 | 10ヘクタール以上敷地面積の増大を伴う事業 |
| 5 | 飛行場の建設 | (1) 航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第75条第1項に規定する陸上空港等(以下「陸上空港等」という。)又は同項に規定する陸上ヘリポート(以下「陸上ヘリポート」という。)の新設 | 敷地面積が1ヘクタール未満の事業を除く事業 | 敷地面積が1ヘクタール未満の事業を除く事業 | 敷地面積が1ヘクタール未満の事業を除く事業 |
| | | (2) 陸上空港等又は陸上ヘリポートの増設(滑走路の設置、延長又は位置の変更を行うことをいう。以下同じ。) | 陸上空港等にあつては300メートル未満、陸上ヘリポートにあつては30メートル未満の滑走路の延長の事業を除く事業 | 陸上空港等にあつては300メートル未満、陸上ヘリポートにあつては30メートル未満の滑走路の延長の事業を除く事業 | 陸上空港等にあつては300メートル未満、陸上ヘリポートにあつては30メートル未満の滑走路の延長の事業を除く事業 |
| 6 | 工場、事業場の建設 | (1) 製造業(物品の加工業又は物品の修理業を含む。)、ガスの製造若しくは供給の業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場(7の項にいう発電電気工作物、8の項にいう研究所又は10の項にいう廃棄物処理施設を | 敷地面積が1ヘクタール未満の事業、排水(<u>神奈川県生活環境の保全等に関する条例</u> (平成9年 <u>神奈川県条例第35号</u>)第2条第5号に規定する排水をいう。以下同じ。)の量(以下「排水量」という。)が1日当たり1万立方メートル未満の事業及び燃料使用量が1時間当たり4キロリットル未満の事業を除く事業 | 敷地面積が3ヘクタール未満の事業、排水量が1日当たり1万立方メートル未満の事業及び燃料使用量が1時間当たり4キロリットル未満の事業を除く事業 | 敷地面積が10ヘクタール未満の事業、排水量が1日当たり1万立方メートル未満の事業及び燃料使用量が1時間当たり4キロリットル未満の事業を除く事業 |

| | | | | |
|---|------------|--|--|--|
| | | 一体として併設する場合を含む。以下「工場等」という。) の新設 | 一トール未満の事業及び設置される全ての指定施設(同条第11号に規定する指定施設をいう。以下同じ。)を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をこの表の備考7に定めるところにより重油の量に換算した量の合計量(以下「燃料使用量」という。)が1時間当たり4キロリットル未満の事業を除く事業 | |
| | (2) 工場等の増設 | 1ヘクタール以上敷地面積の増大、1日当たり1万立方メートル以上排水量の増大又は1時間当たり4キロリットル以上燃料使用量の増大を伴う事業 | 3ヘクタール以上敷地面積の増大、1日当たり1万立方メートル以上排水量の増大又は1時間当たり4キロリットル以上燃料使用量の増大を伴う事業 | 10ヘクタール以上敷地面積の増大、1日当たり1万立方メートル以上排水量の増大又は1時間当たり4キロリットル以上燃料使用量の増大を伴う事業 |
| 7 | 電気工作物の建設 | (1) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物のうち、発電(水力、火力、地熱、原子力又は風力を原動力とするものに限る。)のために設置するもの(以下「発電電気工作物」という。)の新設 | 水力を原動力とする発電であつて出力1,000キロワット未満の事業、火力を原動力とする発電であつて出力2万キロワット未満の事業及び風力を原動力とする発電であつて出力500キロワット未満の事業を除く事業 | 水力を原動力とする発電であつて出力1,000キロワット未満の事業、火力を原動力とする発電であつて出力2万キロワット未満の事業、地熱を原動力とする発電であつて出力7,000キロワット未満の事業及び風力を原動力とする発電であつて出力5,000キロワット未満の事業を除く事業 |

| | | | く事業 |
|--|---|---|---|
| (2) 発電電気工作物の増設 | 原子力又は地熱を原動力とする発電にあつては出力の増加を伴う事業、水力を原動力とする発電にあつては1,000キロワット以上、火力を原動力とする発電にあつては2万キロワット以上及び風力を原動力とする発電にあつては500キロワット以上の出力の増加を伴う事業 | 原子力又は地熱を原動力とする発電にあつては出力の増加を伴う事業、水力を原動力とする発電にあつては1,000キロワット以上、火力を原動力とする発電にあつては2万キロワット以上及び風力を原動力とする発電にあつては500キロワット以上の出力の増加を伴う事業 | 原子力を原動力とする発電にあつては出力の増加を伴う事業、水力又は火力を原動力とする発電にあつては2万キロワット以上、地熱を原動力とする発電にあつては7,000キロワット以上及び風力を原動力とする発電にあつては5,000キロワット以上の出力の増加を伴う事業 |
| (3) 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第1条第4号に規定する変電所(以下「変電所」という。)の新設 | 敷地面積が1ヘクタール未満の事業を除く事業 | 敷地面積が3ヘクタール未満の事業を除く事業 | 敷地面積が3ヘクタール未満の事業を除く事業 |
| (4) 変電所の増設 | 1ヘクタール以上敷地面積の増大を伴う事業 | 3ヘクタール以上敷地面積の増大を伴う事業 | 3ヘクタール以上敷地面積の増大を伴う事業 |
| (5) 電気設備に関する技術基準を定める省令第1条第8号に規定する電線路(発電電気工作物、変電所その他これらに類する施設に設置するものを除く。以下「電線路」という。)の設置 | 一の地域内における延長が合計1キロメートル以上にわたり、電圧17万ボルト以上の架空の電線路を設置する事業 | 一の地域内における延長が合計1キロメートル以上にわたり、電圧17万ボルト以上の架空の電線路を設置する事業 | |
| 8 研究所の | (1) 科学技術(人文) | 敷地面積が1ヘク | 敷地面積が3ヘク |
| | | | 敷地面積が10ヘク |

| 建設 | 科学のみに係るもの（を除く。）に関する研究、試験又は検査を行う施設（6の項に掲げる事業に含まれるもの（を除く。以下「自然科学研究所」という。）の新設 | タール未満の事業を除く事業 | タール未満の事業を除く事業 | タール未満の事業を除く事業 |
|----|--|--|--|--|
| | (2) 自然科学研究所の増設 | 1ヘクタール以上敷地面積の増大を伴う事業 | 3ヘクタール以上敷地面積の増大を伴う事業 | 10ヘクタール以上敷地面積の増大を伴う事業 |
| 9 | 高層建築物の建設 | 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の新設 | 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定による建築物の高さ（以下「建築物の高さ」という。）が100メートル以上で、かつ、延べ面積が5万平方メートル以上である事業 | 建築物の高さが100メートル以上で、かつ、延べ面積が5万平方メートル以上である事業。ただし、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行等により、都市の基盤が整備され、かつ、環境に配慮された土地の高度利用が進められている区域として知事が定める区域内に建設する場合にあつては、知事が定める事業とする。 |
| 10 | 廃棄物処理施設の建設 | (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃 | 敷地面積が1ヘクタール未満の事業並びに焼却施設、溶融施設及び焼成施設の処理能力の | 敷地面積が3ヘクタール未満の事業及び処理能力が1日当たり200トン未満の事業を除く |

| | | | | | |
|----|---------------------|--|---|---|---|
| | | 事業 を処理するた めの施設（し尿淨 化槽及び6の項に 掲げる事業に含ま れるものを除き、 発電電気工作物を 一体として併設す る場合を含む。以 下「廃棄物処理施 設」という。）の 新設 | 合計（以下「処理 能力」という。） が1日当たり200 トン未満の事業を 除く事業 | 事業 | 事業 |
| | | (2) 廃棄物処理施設 の増設 | 1ヘクタール以上 敷地面積の増大又 は1日当たり200 トン以上処理能力 の増大を伴う事業 | 3ヘクタール以上 敷地面積の増大又 は1日当たり200 トン以上処理能力 の増大を伴う事業 | 3ヘクタール以上 敷地面積の増大又 は1日当たり200 トン以上処理能力 の増大を伴う事業 |
| 11 | 下水道終 末処理場 の建設 | (1) 下水道法（昭和 33年法律第79号） 第2条第6号に規 定する終末処理場 （以下「下水道終 末処理場」とい う。）の新設 | 敷地面積が1ヘク タール未満の事業 を除く事業 | 敷地面積が3ヘク タール未満の事業 を除く事業 | 敷地面積が10ヘク タール未満の事業 を除く事業 |
| | | (2) 下水道終末処理 場の増設 | 1ヘクタール以上 敷地面積の増大を 伴う事業 | 3ヘクタール以上 敷地面積の増大を 伴う事業 | 10ヘクタール以上 敷地面積の増大を 伴う事業 |
| 12 | 都市公園 の建設 | 都市公園法（昭和31 年法律第79号）第2 条第1項に規定する 都市公園（主として 公害又は災害を防止 することを目的とす る緩衝地帯としての 都市公園、主として 風致の享受の用に供 することを目的とす る都市公園、主とし て動植物の生息地又 は生育地である樹林 地等の保護を目的と | 敷地面積が3ヘク タール未満の事業 を除く事業 | 敷地面積が10ヘク タール未満の事業 を除く事業 | 敷地面積が50ヘク タール未満の事業 を除く事業 |

| | | | | | |
|----|--------------|--|--|--|---|
| | | する都市公園並びに 都市の自然的環境の 保全、改善及び都市 景観の向上の用に供 することを目的とす る都市公園を除く。 以下同じ。) の新設 | | | |
| 13 | 工業団地 の造成 | 工場等、発電電気工 作物を2以上含む工 作物の建設の用及び これらの工作物の敷 地を包含する一団の 土地の上に設置され る緑地、道路その他 の施設の設置の用に 供するためになされ る当該一団の土地の 造成 | 27の項に掲げる事 業に該当する事業 及び当該一団の土 地の面積が1ヘク タール未満である 事業を除く事業 | 27の項に掲げる事 業に該当する事業 及び当該一団の土 地の面積が3ヘク タール未満である 事業を除く事業 | 27の項に掲げる事 業に該当する事業 及び当該一団の土 地の面積が10ヘク タール未満である 事業を除く事業 |
| 14 | 研究所団 地の造成 | 自然科学研究所2以 上の建設の用及びこ れらの敷地を包含す る一団の土地の上に 設置される緑地、道 路その他の施設の設 置の用に供するため になされる当該一団 の土地の造成 | 27の項に掲げる事 業に該当する事業 及び当該一団の土 地の面積が1ヘク タール未満である 事業を除く事業 | 27の項に掲げる事 業に該当する事業 及び当該一団の土 地の面積が3ヘク タール未満である 事業を除く事業 | 27の項に掲げる事 業に該当する事業 及び当該一団の土 地の面積が10ヘク タール未満である 事業を除く事業 |
| 15 | 流通団地 の造成 | 流通業務市街地の整 備に関する法律(昭 和41年法律第110号) 第2条第1項に規定 する流通業務施設2 以上の建設の用及び これらの施設の敷地 を包含する一団の土 地の上に設置され る緑地、道路その他の 施設の設置の用に供 するためになされる 当該一団の土地の造 | 27の項に掲げる事 業に該当する事業 及び当該一団の土 地の面積が1ヘク タール未満である 事業を除く事業 | 27の項に掲げる事 業に該当する事業 及び当該一団の土 地の面積が3ヘク タール未満である 事業を除く事業 | 27の項に掲げる事 業に該当する事業 及び当該一団の土 地の面積が10ヘク タール未満である 事業を除く事業 |

| 成 | | | | | |
|----|--------|---|--|--|--|
| 16 | ダムの建設 | 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域又は同法第56条第1項の規定により指定された河川予定地（以下「河川区域等」という。）におけるダム（17の項に掲げる取水堰に該当するものを除く。）の新設 | 次に掲げる事業を除く事業 (1) 土砂の流出を防止し、及び調節するための事業 (2) 発電電気工作物に該当する事業 (3) 基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル未満の事業 | 次に掲げる事業を除く事業 (1) 土砂の流出を防止し、及び調節するための事業 (2) 発電電気工作物に該当する事業 (3) 基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル未満の事業 | 次に掲げる事業を除く事業 (1) 土砂の流出を防止し、及び調節するための事業 (2) 発電電気工作物に該当する事業 (3) 基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル未満の事業 |
| 17 | 取水堰の建設 | 河川区域等における水道、鉱工業用水又はかんがいのために取水するための堰の新設 | 長さ200メートル未満の事業を除く事業 | 長さ200メートル未満の事業を除く事業 | 長さ200メートル未満の事業を除く事業 |
| 18 | 放水路の建設 | 河川を分岐して流水を直接当該河川以外の河川又は海に放流する水路（以下「放水路」という。）の新設 | 土地の形状を変更する面積が1ヘクタール未満の事業を除く事業 | 土地の形状を変更する面積が3ヘクタール未満の事業を除く事業 | 土地の形状を変更する面積が20ヘクタール未満の事業を除く事業 |
| 19 | 土石の採取 | (1) 岩石、砂利（砂及び玉石を含む。）又は土（以下「土石」という。）の採取（河川、湖沼、海域、海岸又は砂防指定地の維持又は管理に資するための土石の採取であると河川等の管理者が認めた場合を除く。以下同じ。）の用に供する場所 | 区域が1ヘクタール未満の事業を除く事業 | 区域が3ヘクタール未満の事業を除く事業 | 区域が10ヘクタール未満の事業を除く事業 |

| | | | | |
|----|-----------|---|---------------------|---------------------|
| | | (これと一体として設けられる採取した土石の保管、移送若しくは搬出の作業の実施、土石の採取その他の作業の実施に伴つて発生する廃棄物若しくは排水の処理又は土石の採取その他の作業に伴つて生ずることが予想される災害の防止ために必要とされる場所を含む。以下「土石採取場」という。)の新設 | | |
| | | (2) 土石採取場の増設 | 1ヘクタール以上区域の増大を伴う事業 | 3ヘクタール以上区域の増大を伴う事業 |
| 20 | 発生土処分場の建設 | (1) 工事その他土地の形状の変更行為の実施に伴つて生ずる土石（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物に該当する土石を除く。以下この項において「発生土」という。）の処分の用に供する場所（これと一体として設けられる処分する発生土の搬入、移送若しくは保管の作業の実施又は発生土の処分その他 | 区域が1ヘクタール未満の事業を除く事業 | 区域が3ヘクタール未満の事業を除く事業 |

| | | | | | |
|----|-------------------|--|--|--|---|
| | | の作業に伴つて生 ずることが予想さ れる災害の防止の ために必要とされ る場所を含む。以 下「発生土処分 場」という。) の 新設 | | | |
| | (2) 発生土処分場の 増設 | 1ヘクタール以上 区域の増大を伴う 事業 | 3ヘクタール以上 区域の増大を伴う 事業 | 20ヘクタール以上 区域の増大を伴う 事業 | |
| 21 | 墓地、墓 園の造成 | 墓地、埋葬等に關す る法律（昭和23年法 律第48号）第2条第 4項に規定する墳墓 の集合的な設置の用 及びこれらの敷地を 包含する一団の土地 の上に設置される綠 地、道路その他の施 設の設置の用に供す るためになされる當 該一団の土地の造成 | 27の項に掲げる事 業に該当する事業 及び当該一団の土 地の面積が1ヘク タール未満である 事業を除く事業 | 27の項に掲げる事 業に該当する事業 及び当該一団の土 地の面積が3ヘク タール未満である 事業を除く事業 | 27の項に掲げる事 業に該当する事業 及び当該一団の土 地の面積が20ヘク タール未満である 事業を除く事業 |
| 22 | 住宅団地 の造成 | 一団地の住宅の建設 の用及びこれらの敷 地を包含する一団の 土地の上に設置され る学校、幼稚園、店 舗その他の居住者 の利便に供する施設 又は道路、公園その 他の公共の施設の設 置の用に供するため になされる當該一団 の土地の造成 | 27の項に掲げる事 業に該当する事業 及び当該一団の土 地の面積が1ヘク タール未満である 事業を除く事業 | 27の項に掲げる事 業に該当する事業 及び当該一団の土 地の面積が3ヘク タール未満である 事業を除く事業 | 27の項に掲げる事 業に該当する事業 及び当該一団の土 地の面積が20ヘク タール未満である 事業を除く事業 |
| 23 | 学校用地 の造成 | 学校教育法（昭和22 年法律第26号）第1 条に規定する学校 (以下「学校」とい う。) 又は学校以外 | 27の項に掲げる事 業に該当する事業 及び当該一団の土 地の面積が1ヘク タール未満である | 27の項に掲げる事 業に該当する事業 及び当該一団の土 地の面積が3ヘク タール未満である | 27の項に掲げる事 業に該当する事業 及び当該一団の土 地の面積が20ヘク タール未満である |

| | | の教育施設で職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、若しくは教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行うもの若しくは学校教育に類する教育を行うもの（以下「学校以外の教育施設」という。）1又は2以上の建設（当該学校又は学校以外の教育施設の敷地を包含する一団の土地の上において行われる緑地、道路その他の施設の設置を含む。）の用に供するためになされる土地の造成 | 事業を除く事業 | 事業を除く事業 | 事業を除く事業 |
|----|-----------------|---|--|--|---|
| 24 | レクリエーション施設用地の造成 | ゴルフ場、総合運動場、野外洋弓場、射撃場又は総合遊園地の設置の用に供するためになされる土地の造成 | 他の対象事業に含まれる事業、27の項に掲げる事業に該当する事業及び面積が1ヘクタール未満である事業を除く事業 | 他の対象事業に含まれる事業、27の項に掲げる事業に該当する事業及び面積が3ヘクタール未満である事業を除く事業 | 他の対象事業に含まれる事業、27の項に掲げる事業に該当する事業及び面積が20ヘクタール未満である事業を除く事業 |
| 25 | 浄水施設及び配水施設用地の造成 | 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項にいう浄水施設又は配水施設の建設の用に供するためになされる土地の造成 | 27の項に掲げる事業に該当する事業及び面積が1ヘクタール未満である事業を除く事業 | 27の項に掲げる事業に該当する事業及び面積が3ヘクタール未満である事業を除く事業 | 27の項に掲げる事業に該当する事業及び面積が20ヘクタール未満である事業を除く事業 |
| 26 | 土地区画整理事業 | 土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業 | 面積が1ヘクタール未満の事業を除く事業 | 面積が3ヘクタール未満の事業を除く事業 | 面積が40ヘクタール未満の事業を除く事業 |
| 27 | 公有水面の埋立て | 公有水面埋立法第1条第1項及び第2項に規定する公有水面 | 面積が1ヘクタール未満の事業を除く事業 | 面積が3ヘクタール未満の事業を除く事業 | 面積が15ヘクタール未満の事業を除く事業 |

| | | | | | |
|----|-------|---|--|--|---|
| | | の埋立て | | | |
| 28 | 宅地の造成 | 宅地造成等規制法 (昭和36年法律第191号) 第2条第1号に規定する宅地の造成 | 13の項から15の項まで及び21の項から27の項までに掲げる事業のいずれかに該当する事業並びに面積が1ヘクタール未満である事業を除く事業 | 13の項から15の項まで及び21の項から27の項までに掲げる事業のいずれかに該当する事業並びに面積が3ヘクタール未満である事業を除く事業 | 13の項から15の項まで及び21の項から27の項までに掲げる事業のいずれかに該当する事業並びに面積が20ヘクタール未満である事業を除く事業 |

備考 1 「甲地域」とは、次に掲げる地域をいう。

- (1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第2号に規定する国立公園の区域
(以下「国立公園の区域」という。)のうち同法第20条第1項の規定により特別地域として指定された区域
 - (2) 自然公園法第2条第3号に規定する国定公園の区域(以下「国定公園の区域」という。)のうち同法第20条第1項の規定により特別地域として指定された区域
 - (3) 神奈川県立自然公園条例(昭和34年神奈川県条例第6号)第2条第1号に規定する自然公園の区域(以下「県立自然公園の区域」という。)のうち同条例第18条第1項の規定により特別地域として指定された区域
 - (4) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域(以下「歴史的風土保存区域」という。)のうち同法第6条第1項の規定により歴史的風土特別保存地区として定められた区域
 - (5) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域の区域及び同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域(以下「自然環境保全地域」という。)のうち同法第25条第1項の規定により特別地区として指定された区域
 - (6) 自然環境保全条例(昭和47年神奈川県条例第52号)第2条の規定により指定された自然環境保全地域(以下「県自然環境保全地域」という。)のうち同条例第6条第1項の規定により特別地区として指定された区域
 - (7) 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域(以下「近郊緑地保全区域」という。)のうち同法第5条第1項の規定により近郊緑地特別保全地区として定められた区域
- 2 「乙地域」とは、国立公園の区域、国定公園の区域、県立自然公園の区域、歴史的風土保存区域、自然環境保全地域、県自然環境保全地域及び近郊緑地保全区域のうち甲地域を除く地域をいう。
- 3 「その他の地域」とは、甲地域及び乙地域以外の地域をいう。
- 4 乙地域に係る対象事業の規模等の算定に当たつては、当該対象事業が甲地域にわたつて実施されるものである場合には、当該甲地域にわたる部分をも算入するものとする。その他の地域に係る対象事業が甲地域又は乙地域にわたつて実施される場合の甲

地域又は乙地域にわたる部分についても同様とする。

5 対象事業の範囲には、当該対象事業の実施に先立ち、又はこれと密接に関連して行われる土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為を含むものとする。

6 1の項から12の項まで（2の項の(2)を除く。）及び16の項から18の項までに掲げる事業のいずれかに該当する対象事業（法対象事業を除く。）の範囲には、次のいずれかに該当する事業を含まないものとする。

(1) 対象事業の内容となつてはいる既存の工作物を除却し、かつ、当該対象事業と同一の事業の種類に属する工作物を当該既存の工作物を含む対象事業の敷地と同一の敷地内に設置する事業（6の項の(1)に掲げる事業にあつては排水量及び燃料使用量が、7の項の(1)に掲げる事業にあつては出力が、10の項の(1)に掲げる事業にあつては処理能力が当該既存の工作物より大きいものを除く。（2）において同じ。）

(2) (1)に掲げる事業のほか、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域若しくは工業専用地域又は工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号イに規定する工業団地（公的機関により整備され、又はその開発が誘導されたものに限る。）内において、対象事業の内容となつてはいる既存の工作物を除却し、当該対象事業と同一の事業の種類に属する工作物を当該既存の工作物を含む対象事業の敷地と同一の敷地内に設置する事業（当該既存の工作物が除却された日から起算して5年を経過する日までの間に当該事業に着手する場合に限る。）

7 重油以外の原料及び燃料の重油の量への換算は、当該原料及び燃料の使用量を当該原料及び燃料それぞれの発熱量に相当する発熱量を有する重油（発熱量は、1リットル当たり39,558.1725キロジュールとする。）の量に相当するものとして算定する。

一部改正〔昭和60年規則59号・62年44号・平成6年2号・7年130号・10年3号・11年62号・78号・12年3号・15年123号・18年12号・23年31号・44号・25年58号・26年30号・67号・88号・28年7号〕

別表第2（第3条関係）

| | |
|-----------|---------------|
| 1 大気汚染 | 11 気象 |
| 2 水質汚濁 | 12 水象 |
| 3 土壤汚染 | 13 地象 |
| 4 騒音・低周波音 | 14 植物・動物・生態系 |
| 5 振動 | 15 文化財 |
| 6 地盤沈下 | 16 景観 |
| 7 悪臭 | 17 レクリエーション資源 |
| 8 廃棄物・発生土 | 18 温室効果ガス |
| 9 電波障害 | 19 地域分断 |
| 10 日照阻害 | 20 安全 |

備考 法対象事業にあつては、9の項、19の項、20の項その他法第2条第1項の環境の構成要素に係る項目に該当しない部分に限る。

一部改正〔平成10年規則3号・11年62号・21年96号・23年31号〕

別表第3（第5条関係）

| 番号 | 対象事業の種類 | 実施計画書の提出の時期 |
|----|---|--|
| 1 | 道路の建設 (1) 高速自動車国道の新設の事業 | 道路整備特別措置法の適用を受ける事業にあつては同法第3条第1項の規定に基づく許可申請前、同法の適用を受ける事業以外の事業にあつては高速自動車国道法第7条第1項の規定に基づく高速自動車国道の区域の決定又は変更前 |
| | (2) 高速自動車国道の改築の事業 (3) 道路整備特別措置法の規定により高速道路会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路（高速自動車国道を除く。）又は道路法第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく指定を行おうとする道路の新設の事業 | 同 道路整備特別措置法の適用を受ける事業にあつては同法第3条第1項若しくは第10条第1項の規定に基づく許可申請前又は同法第18条第1項の規定に基づく条例制定前、同法の適用を受ける事業以外の事業にあつては道路法第18条第1項の規定に基づく道路の区域の決定又は変更前 |
| | (4) 道路整備特別措置法の規定により高速道路会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路（高速自動車国道を除く。）、道路法第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく指定が行われた道路又は同項の規定に基づく指定を行おうとする道路の改築の事業 | 同 |
| | (5) 道路 ((1)及び(3)に該当する道路を除く。この項において同じ。) の新設の事業 | 道路法第18条第1項の規定に基づく道路の区域の決定又は変更前 |
| | (6) 道路 ((2)及び(4)に該当する道路を除く。この項において同じ。) | 道路の区域の決定又は変更を伴う事業にあつては、道路法第18条第1項の規定に基づく道路の区域の決定又は変更前 |

| | | | |
|---|---------------------|---|---|
| | | じ。) の改築の事業 | |
| | (7) 農業用道路又は林道の新設の事業 | 国営又は県営の土地改良事業としての農業用道路の新設の事業にあつては、土地改良法第87条第1項又は第87条の2第1項の規定に基づく土地改良事業計画策定前 | |
| | (8) 農業用道路又は林道の改築の事業 | 国営又は県営の土地改良事業としての農業用道路の改築の事業にあつては、土地改良法第87条第1項又は第87条の2第1項の規定に基づく土地改良事業計画策定前 | |
| | (9) 自動車道の新設の事業 | 道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業(以下「自動車運送事業」という。)を経営しようとする者が行う自動車道の新設の事業にあつては同法第75条第3項において準用する同法第50条第1項の規定に基づく認可申請前、同法第2条第5項に規定する自動車道事業(以下「自動車道事業」という。)を経営しようとする者が行う自動車道の新設の事業にあつては同法第48条第1項の規定に基づく免許申請前 | |
| | (10) 自動車道の改築の事業 | 自動車運送事業を経営する者が行う自動車道の改築の事業にあつては道路運送法第75条第3項において準用する同法第50条第1項の規定に基づく認可申請前、自動車道事業を経営する者が行う自動車道の改築の事業にあつては同法第67条において準用する同法第54条第1項の規定に基づく認可申請前 | |
| 2 | 鉄道、軌道の建設 | (1) 鉄道又は軌道の新設の事業 | 鉄道の新設の事業のうち、全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第2条に規定する新幹線鉄道(以下「新幹線鉄道」という。)の新設の事業にあつては同法第9条第1項に規定する工事実施計画の認可申請前、新幹線鉄道以外の鉄道の新設の事業にあつては鉄道事業法第8条第1項の規定に基づく認可申請前、軌道の新設の事業にあつては軌道法第5条第1項の規定に基づく認可申請前 |
| | | (2) 鉄道又は軌道の改良の事業 | 鉄道の改良の事業にあつては鉄道事業法第12条第1項の規定に基づく認可申請前、軌道の改良の事業にあつては軌道法施行令(昭和28年政令第258号)第6条第1項の規定に基づく認可申請前 |
| 3 | 鋼索鉄道、索道の建設 | | 鋼索鉄道の建設にあつては鉄道事業法第8条第1項の規定に基づく認可申請前、索道の建設にあつては同法第33条第1項の規定に基づく許可申請前 |

| | | | |
|---|------------|---------------------------------|---|
| 4 | 操車場、検車場の建設 | (1) 鉄道事業の業務の用に供する操車場又は検車場の新設の事業 | 新幹線鉄道の業務の用に供するものの新設の事業にあつては全国新幹線鉄道整備法第9条第1項に規定する工事実施計画の認可申請前、新幹線鉄道の業務以外の鉄道事業の業務の用に供するものの新設の事業にあつては鉄道事業法第8条第1項の規定に基づく認可申請前 |
| | | (2) 鉄道事業の業務の用に供する操車場又は検車場の増設の事業 | 新幹線鉄道の業務の用に供するものの増設の事業にあつては全国新幹線鉄道整備法第9条第1項に規定する工事実施計画の認可申請前、新幹線鉄道の業務以外の鉄道事業の業務の用に供するものの増設の事業にあつては鉄道事業法第9条第1項の規定に基づく認可申請前 |
| 5 | 飛行場の建設 | (1) 陸上空港等又は陸上ヘリポートの新設の事業 | 航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項の規定に基づく許可申請前又は同法第55条の2第3項において準用する同法第38条第3項の規定に基づく告示を行う前 |
| | | (2) 陸上空港等又は陸上ヘリポートの増設の事業 | 航空法第43条第1項の規定に基づく許可申請前又は同法第55条の2第3項において準用する同法第38条第3項の規定に基づく告示を行う前 |
| 6 | 工場、事業場の建設 | (1) 工場等の新設の事業 | 建築基準法第2条第13号に規定する建築（以下「建築」という。）を伴う事業にあつては同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請前、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（以下「ガス工作物」という。）の設置を伴う事業にあつては同法第32条第1項（同法第105条において準用する場合を含む。）、第68条第1項（同法第84条第1項において準用する場合を含む。）又は第101条第1項の規定に基づく届出前、工場立地法の適用を受ける事業にあつては同法第6条第1項の規定に基づく届出前 |
| | | (2) 工場等の増設の事業 | 建築を伴う事業にあつては建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請前、ガス工作物の設置を伴う事業にあつてはガス事業法第32条第1項（同法第105条において準用する場合を含む。）、第68条第1項（同法第84条第1項において準用する場合を含む。）又は第101条第1項の規定に基づく届出前、工場立地法の適用を受ける事業にあつては同法第8条第1項の規定に基づく届出前 |
| 7 | 電気工作物 | (1) 発電電気工作物の | 建築を伴う事業にあつては建築基準法第6条第1項 |

| | | | |
|----|-------------------|---|---|
| | の建設 | 新設の事業 | の規定に基づく確認の申請前、電気事業法第38条第3項に規定する事業用電気工作物の設置を伴う事業にあつては同法第47条第1項の規定に基づく認可申請前又は同法第48条第1項の規定に基づく届出前 |
| | (2) 発電電気工作物の増設の事業 | 同 | |
| | (3) 変電所の新設の事業 | 同 | |
| | (4) 変電所の増設の事業 | 同 | |
| | (5) 電線路の設置の事業 | 電気事業法第47条第1項の規定に基づく認可申請前又は同法第48条第1項の規定に基づく届出前 | |
| 8 | 研究所の建設 | (1) 自然科学研究所の新設の事業 | 建築を伴う事業にあつては、建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請前 |
| | (2) 自然科学研究所の増設の事業 | 同 | |
| 9 | 高層建築物の建設 | | 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）を伴う事業にあつては同法第29条第1項又は第2項の規定に基づく許可申請前、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条の2第1項に規定する第一種市街地再開発事業にあつては同法第7条の9第1項の規定に基づく認可申請前、その他の場合にあつては建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請前又は同法第59条の2第1項の規定に基づく許可申請前 |
| 10 | 廃棄物処理施設の建設 | (1) 廃棄物処理施設の新設の事業 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項若しくは第15条第1項の規定に基づく許可申請前又は同法第9条の3第1項の規定に基づく届出前 |
| | (2) 廃棄物処理施設の増設の事業 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定に基づく許可申請前又は同法第9条の3第7項の規定に基づく届出前 | |
| 11 | 下水道終末処理場の建設 | (1) 下水道終末処理場の新設の事業 | 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道（以下「公共下水道」という。）に係る下水道終末処理場の新設の事業にあつては同法第4条第2項の規定に基づく協議前、同法第2条第4号に規定する流域下水道（以下「流域下水道」という。）に係る下水道終末処理場の新設の事業にあつては同法第25条の3第2項の規定に基づく協議前 |

| | | |
|----|--------------------|---|
| | (2) 下水道終末処理場の増設の事業 | 公共下水道に係る下水道終末処理場の増設の事業にあつては下水道法第4条第6項において準用する同条第2項の規定に基づく協議前、流域下水道に係る下水道終末処理場の増設の事業にあつては同法第25条の3第7項において準用する同条第2項の規定に基づく協議前 |
| 12 | 都市公園の建設 | 森林法の適用を受ける事業にあつては同法第10条の8第1項の規定に基づく届出前、河川法の適用を受ける土地の形状を変更する行為に該当する事業にあつては同法第27条第1項又は第55条第1項の規定に基づく許可申請前 |
| 13 | 工業団地の造成 | 公有水面埋立法第1条第1項及び第2項に規定する公有水面の埋立て（以下「公有水面の埋立て」という。）を伴う事業にあつては同法第2条第1項の規定に基づく免許出願前又は同法第42条第1項の規定に基づく承認申請前、開発行為を伴う事業にあつては都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく許可申請前 |
| 14 | 研究所団地の造成 | 公有水面の埋立てを伴う事業にあつては公有水面埋立法第2条第1項の規定に基づく免許出願前又は同法第42条第1項の規定に基づく承認申請前、開発行為を伴う事業にあつては都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく許可申請前 |
| 15 | 流通団地の造成 | 同 |
| 16 | ダムの建設 | 特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第2条第1項に規定する多目的ダムの建設の事業にあつては同法第4条第1項の規定に基づく基本計画作成前、独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）に規定する独立行政法人水資源機構の業務として行うダムの建設の事業にあつては同法第13条第1項の規定に基づく認可申請前、河川法第3条第2項に規定する河川管理施設以外の施設又は工作物（以下「他の工作物」という。）の新設に該当する事業にあつては同法第26条第1項の規定に基づく許可申請前 |
| 17 | 取水堰の建設 | 独立行政法人水資源機構法に規定する独立行政法人水資源機構の業務として行うダムの建設の事業にあつては同法第13条第1項の規定に基づく認可申請前、他の工作物の新設に該当する事業にあつては河 |

| | | |
|----|------------------|--|
| | | 川法第26条第1項の規定に基づく許可申請前 |
| 18 | 放水路の建設 | 他の工作物の新設に該当する事業にあつては河川法第26条第1項の規定に基づく許可申請前 |
| 19 | (1) 土石採取場の新設の事業 | 採石法（昭和25年法律第291号）の適用を受ける岩石の採取に該当する事業にあつては同法第33条の規定に基づく認可申請前、砂利採取法（昭和43年法律第74号）の適用を受ける事業にあつては同法第16条の規定に基づく認可申請前、森林法の適用を受ける土石の採掘に該当する事業にあつては同法第10条の2第1項の規定に基づく許可申請前、河川法の適用を受ける土石の採取に該当する事業にあつては同法第25条の規定に基づく許可申請前、農地法（昭和27年法律第229号）の適用を受ける事業にあつては同法第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づく許可申請前 |
| | | 採石法の適用を受ける岩石の採取に該当する事業にあつては同法第33条の規定に基づく認可申請前又は同法第33条の5第1項の規定に基づく認可申請前、砂利採取法の適用を受ける事業にあつては同法第16条の規定に基づく認可申請前、森林法の適用を受ける土石の採掘に該当する事業にあつては同法第10条の2第1項の規定に基づく許可申請前、河川法の適用を受ける土石の採取に該当する事業にあつては同法第25条の規定による許可申請前、農地法の適用を受ける事業にあつては農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づく許可申請前 |
| 20 | (1) 発生土処分場の新設の事業 | 森林法の適用を受ける事業にあつては同法第10条の2第1項の規定に基づく許可申請前、河川法の適用を受ける土地の形状を変更する行為に該当する事業にあつては同法第27条第1項又は第55条第1項の規定に基づく許可申請前、 <u>神奈川県土砂の適正処理に関する条例</u> （平成11年神奈川県条例第3号）の適用を受ける事業にあつては同条例第9条第1項の規定に基づく許可申請前（同条例第28条第2項の規定に基づき市町村の <u>条例</u> に規定する事項に該当するものとして知事が <u>神奈川県土砂の適正処理に関する条例</u> 第3章を指定した場合において、当該市町村の <u>条例</u> の適用を受ける事業にあつては、当該市町村の <u>条例</u> に基づく許可申請前） |
| | | (2) 発生土処分場の増 |

| | | |
|----|-----------------|--|
| | 設の事業 | 2第1項の規定に基づく許可申請前、河川法の適用を受ける土地の形状を変更する行為に該当する事業にあつては同法第27条第1項又は第55条第1項の規定に基づく許可申請前、 <u>神奈川県土砂の適正処理に関する条例</u> の適用を受ける事業にあつては同条例第9条第1項又は第11条第1項の規定に基づく許可申請前（同条例第28条第2項の規定に基づき市町村の条例に規定する事項に該当するものとして知事が <u>神奈川県土砂の適正処理に関する条例</u> 第3章を指定した場合において、当該市町村の <u>条例</u> の適用を受ける事業にあつては、当該市町村の <u>条例</u> に基づく許可申請前） |
| 21 | 墓地、墓園の造成 | 開発行為を伴う事業にあつては都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく許可申請前、開発行為を伴う事業以外の事業にあつては墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定に基づく許可申請前 |
| 22 | 住宅団地の造成 | 開発行為を伴う事業にあつては都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく許可申請前、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）の規定により独立行政法人都市再生機構が計画する事業にあつては同法第14条第6項の規定に基づく地方公共団体からの意見聴取前、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）の規定により地方住宅供給公社が計画する事業にあつては同法第28条の規定に基づく地方公共団体の長からの意見聴取前 |
| 23 | 学校用地の造成 | 開発行為を伴う事業にあつては、都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく許可申請前 |
| 24 | レクリエーション施設用地の造成 | 同 |
| 25 | 浄水施設及び配水施設用地の造成 | 水道法第6条第1項又は第26条の規定に基づく認可申請前 |
| 26 | 土地区画整理事業 | 土地区画整理法第4条第1項又は第14条第1項の規定に基づく認可申請前 |
| 27 | 公有水面の埋立て | 公有水面埋立法第2条第1項の規定に基づく免許出願前又は同法第42条第1項の規定に基づく承認申請前 |
| 28 | 宅地の造成 | 開発行為を伴う事業にあつては都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく許可申請前、宅地造成等規制法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域内において行われる事業にあつては同法第8 |

条第1項の規定に基づく許可申請前又は同法第11条
の規定に基づく協議前

- 備考 1 対象事業のうち実施計画書の提出の時期の欄において2以上の時期が定められている事業に係る実施計画書の提出の時期は、当該2以上の時期のうち最も早く到来する時期とする。
- 2 対象事業のうち別表第1の備考5に該当する事業に係る実施計画書の提出の時期は、当該事業に含まれる土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為と同種類の事業について実施計画書の提出の時期の欄に掲げる時期に準ずる時期とする。ただし、実施計画書の提出の時期の欄に掲げる時期に該当する事業がない場合には、当該土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の実施の前とする。
- 一部改正〔昭和60年規則59号・62年44号・平成4年40号・6年2号・7年130号・10年3号・11年62号・78号・12年3号・13年88号・15年123号・18年12号・23年31号・44号・24年20号・25年58号・29年43号〕